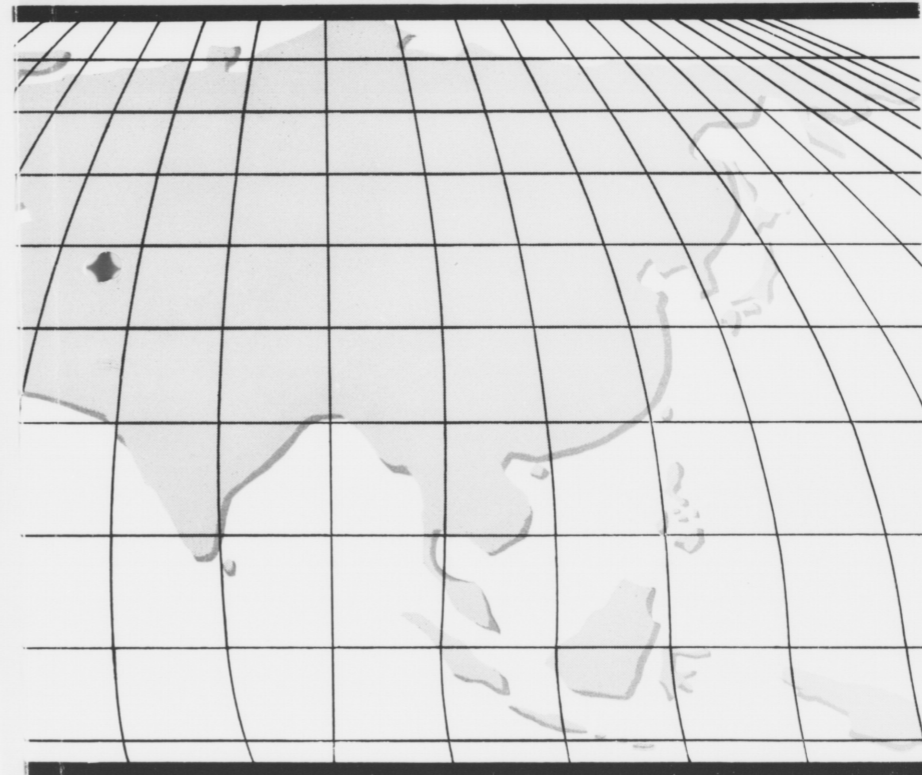


世界各国便覧叢書

アジア篇・16

# ヴェトナム共和国便覧

外務省アジア局編



財団法人 日本国際問題研究所

RA'-0314



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



### は し が き

現在、国連に加盟している国は、82ヶ国ある。これに、何らかの形で独立を達成しようとしている国々を加えると、およそ100の国々が世界に存在するわけである。地球上に約100の国があることは、人類はじめて以来はじめてのことであろう。もちろん、大小、強弱さまざまであるが、しかし、われわれは直接・間接なんらかの形で、これらの国々と関係をもっている。

そこで、これらの国々の政治、経済、文化、住民等についての一応の知識を得るために編集したのが、この「世界各国便覧叢書」である。もちろん、本叢書は、便覧であって、専門書ではない。しかし、ページ数の許す範囲内において、できるかぎりの資料を入れたつもりである。

なお、本叢書の刊行に当っては、外務省から原稿、資料等を提供していただいた。ここに同省のご協力に対し、深く感謝する次第である。

幸にして本叢書が、一般読者、海外旅行者に役立つ、さらに世界各国との善隣友好関係の樹立に、多少なりとも貢献することができれば、われわれの非常に喜びとするところである。

昭和35年6月12日

財団法人 日本国際問題研究所  
所長 神 川 彦 松

面 積	32万8,000平方キロ (日本の本州、北海道、四国を合した程度)	いずれも 北海道の 約2倍
	北ヴェトナム 15万1,900平方キロ	
	南ヴェトナム 17万6,100平方キロ	
人 口	北-1,300万 南 1,200万	
政 体	南=共和国 北=人民民主共和国	
通 貨	南 (公定) ピアストル 1米ドル=35ピアストル (自由) ピアストル 1米ドル=73ピアストル前後 北 ドン 1米ドル=3.8ドン	
官 語	公用語はヴェトナム語、フランス語が普及している。	

凡 例

1. 外国の地名、人名を日本語に写しかえる場合、カナ使いがいろいろ問題になる。国語審議会では、「ヴァ」は「バ」に、「ヴィ」は「ビ」にしている。しかし本書ではなるべく原語に近い発音を現わすために、「ヴァ」「ヴィ」の方式をとった。
2. 国名は外務省条約同編「国名表」によった。しかし、長くなるとかえって読みにくくなる場合には、便宜上、略称（例えば、英国、米国等）を使用した。
3. 原則としてメートル法によったが、ヤード、ポンド法が一般に通用している国については、マイル、インチ、ポンド等を使用し、読者の便を計るためメートル法への換算表を入れた。

メートル法換算表(概算)

- 1 インチ = 2.54センチ = 0.83 寸
- 1 フィート = 0.30メートル = 1 尺
- 1 ヤード = 0.91メートル = 3 尺
- 1 キロメートル = 1.000メートル = 9町10間
- 1 マイル = 1.609メートル = 14町45間
- 1 アール = 100平方メートル = 30.25坪
- 1 エーカー = 4.047平方メートル = 4反歩
- 1 町歩 = 2.45エーカー
- 1 ポンド = 453グラム = 120 匁

目 次

1. 地 理	1
(1) 位 置	1
(2) 面 積	1
(3) 地 勢	1
(4) 気 候	1
(5) 人 口	2
(6) 住 民	2
2. 略 史	4
3. 政 情	8
(1) ヴィエトナム共和国 (南ヴィエトナム)	10
(2) 北ヴィエトナム	14
(3) 南北ヴィエトナムの統一問題	16
4. 政 体	17
(1) ヴィエトナム共和国	17
(2) 北ヴィエトナム	17
5. 政 治	18
[ヴィエトナム共和国]	
(1) 立 法	18
(2) 行 政	18
(1) 中央機構	18

(ロ) 地方機構	18
(3) 司法	19
(4) 政党	19
〔北ヴェトナム〕	
(1) 立法	20
(2) 行政	20
(3) 政党	20
6. 国交関係	22
ヴェトナム共和国	22
北ヴェトナム	23
7. 軍事	24
(1) ヴェトナム共和国	24
(2) 北ヴェトナム	25
8. ヴェトナム共和国の財政・経済	26
(1) 幣制	27
(2) 予算	27
(3) 金融	29
(イ) 銀行制度	29
(ロ) 金融事情	30
(ハ) 外貨保有高	31
(ニ) 為替	31
(4) 物価	33
(5) 農業	34
(6) 漁業	36
(7) 林業	36

(8) 工業	37
(9) 鉱業	39
(10) 商業	40
(11) 貿易	40
(1) 一般事情	40
(2) 対日貿易事情	45
9. 北ヴェトナムの財政・経済	49
(1) 予算	49
(2) 金融	50
(3) 物価・賃金	51
(4) 農業	51
(5) 工業・手工業	53
(6) 鉱業	54
(7) 商業	55
(8) 貿易	56
(イ) 一般事情	56
(ロ) 対日貿易事情	58
10. 長期経済計画	59
(1) ヴェトナム共和国	59
(2) 北ヴェトナム	61
11. 外国援助	63
(1) ヴェトナム共和国	63
(2) 北ヴェトナム	64
12. 日・ヴェトナム間の問題点	67



(1) ヴィエトナム共和国と日本の関係	67
(2) 北ヴィエトナムと日本の関係	67
13. 日本・ヴィエトナム共和国間賠償協定成立	68
14. 教育・宗教・文化	70
(1) 言語	70
(2) 教育	70
(3) 宗教	70
(4) 美術・工芸・その他	71
15. 報道機関	71
(1) 新聞・通信社	71
(2) ラジオ	72
16. 華僑の概況	72
付 表	
1. ヴィエトナム共和国閣僚名一覧表	75
2. 北ヴィエトナム閣僚名一覧表	76
3. 南北両ヴィエトナム大統領略歴	77
4. ヴィエトナムの独立経緯	78
5. ヴィエトナム共和国の対日関係推移	81

## 1 地 理

### (1) 位 置

ヴィエトナム (Viêt-Nam) は北部と北東部で中国に国境を接し、東部と南部は南シナ海に面し、西部はカンボディア (Cambodge)、ラオス (Laos) に接している。

### (2) 面 積

面積は32万8,000平方キロであるが、1954年7月20日のジュネーブ休戦協定により、ほぼ17度線で暫定的に南北に分割されることになった。北ヴィエトナムの面積は15万1,900平方キロ、南ヴィエトナムの面積は17万6,100平方キロである。いずれもほぼ、わが国の北海道の約2倍に相当する。

### (3) 地 勢

北部トンキン (Tonkin) の国境地帯は山岳地帯で、高部トンキン地方と呼ばれている。雲南省に源を發する紅河の沿岸一帯は豊饒な沃野で、トンキン・デルタの名で知られている。

中部 (アンナン) はインドシナの脊梁山脈であるアンナン (Annam) 山脈を背後に負って海に面し、平野に乏しい。南部は広大な平野をなし、とくにメコン (Mékong) 平野は、米の産地として有名である。

### (4) 気 候

南部 (コーチンシナ) は「常夏の国」である。サイゴンの平均温度は最高が4月の28.8度、最低が12月の25.5度で、わずか3.3度の差があるにすぎない。全般に湿度が低いので比較的しのぎよい。しかし北部では最低の1月と最高の6月との間には、12.3度の差がある。

(5) 人 口

1943年度の人口は北部（トンキン）が約985万，中部（アンナン）が約675万，南部（コーチンシナ）が約578万，および南部高原地帯が約43万であった。

同年度の人種別推定人口は次表のとおりであるが，ジュネーブ休戦協定成立後約89万のベトナム人が南ベトナムに避難した結果，北ベトナムの人口は約1,300万，南ベトナムの人口は約1,200万と推定される。

	ベトナム人	原住民	フランス人	中国人	他の外国人	合計
北 部	8,452,000	1,334,000	9,614	52,518	2,661	9,850,793
中 部	6,372,000	359,200	4,744	15,170	348	6,751,462
南 部	4,613,000	547,000	18,935	396,955	1,907	5,577,797
南部高原地帯	42,257	384,000	5,090	949	59	432,365
計	19,479,257	2,624,200	38,383	465,592	4,975	22,612,417

Annuaire Statistique du Viet-Nam 1949-50, 23p.-25p.

また，北ベトナム政府は本年（60年）3月1日国勢調査を行い，北ベトナムの人口を1590万と発表した。

(6) 住 民

ベトナム人はインドネシア系種族とモンゴル系の侵入者との間の混血から生じた種族といわれている。長年にわたり中国の支配を直接，間接に受けていた関係で，社会生活や文化に中国文化の影響を強く受けている。

前表にある「原住民」とは，いわゆる高部トンキンの山地蛮，南部高原地帯に住むモイ（Moi）族とチャム（Cham）人を指している。

高部トンキンの山地蛮とは，トンキンの山岳地帯に住む文化程度の低い少数民族で，タイ（Thai）族，マン（Man）族，メオ（Meo）族，ロロ（Lolo）族に分類されている。いずれも華南の山岳地帯に居住している種族で，13.4世紀頃，高部トンキンに移住してきたものといわれている。

モイ族はインドネシア系種族で，その文化程度は，前記高部トンキンの山地

蛮よりはるかに低く，いまだに裸体生活を送っている。

チャム人はかつて中部アンナン地方でチャンパ（Champa）王国を建設していたが，南下するベトナム人に滅ぼされたものでベトナムにおける少数民族としてわずかに残存している。

いま参考までに少数民族の現勢を示せば次のとおりである。（Le Viet-Nam en Marche. 1956年第5号による）

種 族 名	人 口	主たる居住地域
ト - Tho	411,500	北ベトナム
ク メ - ル Khmer	410,000	南ベトナム
タ イ Thai	275,000	北西地方—北ベトナム
ヌ ン Nung	247,000	北東地方—北ベトナム
ム オ ン Muong	220,000	北および中部ベトナム
メ オ Meo	171,000	北西地方およびハジアン（Ha-Giang）省
ジャ ラ イ Jarai	170,000	高原—中部ベトナム
マ ン Man	156,500	北ベトナム
エ デ Ede	130,000	高原—中部ベトナム
ガ イ Ngai	116,700	北ベトナム
バ ナ - ル Bahnar	90,000	高原—中部ベトナム
タ ム Tham	82,000	中部ベトナム南西部
セ ダ ン Sedan	70,000	高原，中部ベトナム
ヴァン・キエウ Van Kieu	40,000	中部ベトナム南西部
ム オ ン Muong	30,000	高原，中部ベトナム



## 2. 略 史

ヴェトナムの歴史は、一口でいえば中国との交渉史であったといえる。すなわちヴェトナムの有史時代は西紀前214年の秦始皇帝の征略に始まるし、その後においてヴェトナムの歴史はしばらくは中国からの独立、再征略といった歴史に終始している。ヴェトナム文化が中国文化の影響を多大に蒙っているのはこのためだが、ヴェトナムの歴史を見ると、ヴェトナム人が中国の支配を極度に嫌悪しながら、その反面、中国に一目おき、かつ一朝ことあるときには、これに救いを求めていたことがわかる。

西紀1428年、レ・ロイ（黎利—Le Loi）なる者が、苦闘10年の結果、中国軍を駆逐してヴェトナムの独立を獲得したが、彼はその後直ちに使節を中国に派して明朝に対して朝貢の礼をとっている。さらに18世紀末、グエン・フック・アン（阮福映—Nguyễn Phúc Anh）はフランス人宣教師ビニョード・ベーン（Pigneau de Behaine）らの救助を得て国内の統一に成功、1802年（徳川家斉の時）自らジャロン帝（嘉隆—Gia-Long）と名乗り、皇越律令なる刑法典を制定したが、この皇越律令たるや、大清律令の内容とほとんど同じである。

また一朝事ある場合、中国に救援を求めた最も代表的なものはヴェトナムがフランスに征略される直前に、清朝に救援を求めた事実である。このためにフランス遠征軍はヴェトナム・中国連合軍を相手に戦うことを余儀なくされている。

次いでグエン（阮）朝第2代のミンマン（明命—Minh Mang）、第3代のチュウチ（紹治—Thieu-Tri）の両皇帝はフランス勢力の掃蕩をはかるべく、排外政策をとった。しかし、その強硬態度は却ってフランスの乗ずるところとなるという逆効果を生み、1847年（孝明天皇、弘化4年）、フランスはヴェトナムに1844年に清国と結結せる通商条約と同一内容の条約を締結することを要求、かつ、ツアーラン（Tourane）湾を占拠してこれを脅した。このため1847年にチュウチ帝は「全外国人を死刑に処せ」との悲壮な言葉を遺して憤死したが、そ

の後を継いだチュ・デュック（嗣徳—Tu Duc）帝は、ヴェトナムにとって不幸なことには、この多難な国事を処するに足る器ではなかった。フランス人に対する徒らな圧迫はフランスの干渉を呼び、武力反撃はフランス軍の遠征をひきおこし、かくて1884年（明治17年）5月5日、ヴェトナムはフランスと保護条約を結ぶことを余儀なくされた。

この結果、統一国家であったヴェトナムは3分され、南部のコーチンシナはフランスの直轄植民地に、北部のトンキン保護領の形でフランス行政官に支配され、また中部のアンナンは「アンナン王国」として在りし日の形をとどめることになった。しかし、その「アンナン王国」すらも、皇帝には何らの権限がなく、実権はフランス人に握られていた。そして、こうした形態の下に60数年の月日が流れていったのであるが、フランス征服以前のヴェトナムの歴史を中国との交渉の歴史とすれば、それ以後におけるヴェトナムの歴史は、フランスに対する「反抗の歴史」ともいえよう。そして、この「反抗の歴史」はヴェトナム光復会の尊皇攘夷運動をもってその幕が開かれたのである。

まずグエン（阮）朝の系図をみよう。ジャロン（嘉隆）帝が第1代、ミンマン（明命）帝が第2代、チュウチ（紹治）帝が第3代、さらにチュ・デュック（嗣徳）帝が第4代であることは前に述べたが、バオダイ（保大—Bao Dai）は、その第12代目に当る。したがってその間8人の皇帝が存在したわけだが、このうち5代目のヒエップ（協和—Hiep Hoa）帝、6代のケンフク（建福—Kien Phuc）帝は毒殺され、7代目と8代目のハンギ（感宣—Han Ghi）帝、ズイタン（維新—Duy Tan）帝の両皇帝はいずれもフランス人の手で流涕の要目にあっている。ヴェトナム光復会はこうした皇朝の衰微を歎く、いわゆる勤王の志士たちが結成したもので、ヴェトナムの王族クオン・デ（Cuong De—亡命45年の後、1951年4月6日に日本で客死）が、その指導者であった。

しかしヴェトナムの反仏運動の主導権は、1917年にロシア共産党がプロレタリア独裁制を確立してから、これらの尊皇攘夷派の手から共産主義者の手に移っていった。1929年に組織されたインドシナ共産党がその指導勢力として活



躍したが、その中心人物は水夫上りのグエン・アイ・クォク(阮愛國—Nguyễn Ai Quoc)であって、このグエン・アイ・クォクは、現在のチー・チー・ミン(胡志明—Ho Chi Minh)大統領その人であるともいわれている。

1927年には国粋的な革命党であるヴィエトナム国民党が、インドシナ大学商学部出身のグエン・タイ・ホック(阮大学—Nguyễn Thai Hoc)を党主として結成された。しかし、結局はフランスの大弾圧で党員は逮捕され、あるいは中国に亡命することを余儀なくされ、インドシナの独立運動は下火になったが、1940年秋に日本軍が北部仏印に進駐するや、ふたたび、三たび燎原の火のように燃え上っていった。そして、ヴィエトナム復国同盟会とカオダイ(高台—Cao-Dai)教が、この時代の独立運動で重要な役割をつとめた。

ヴィエトナム復国同盟会は前記ヴィエトナム光復会の流れをひく親日的な秘密団体で、日本に亡命していたクォン・デをその指導者に仰いでいた。彼らは日本の力でフランスを駆逐し、ヴィエトナムの独立を獲得しようと考えていた。一方のカオダイ(高台)教は1926年(大正15年)に創基された新興宗教で、東西の宗教の一種の総合的な宗教であった。「高台(上帝)はすでに西洋ではモーゼとキリスト、東洋では釈迦と老子に化身して大道、すなわち宗教の弘道に従事したが、東西の交流が密になった結果、第3の宗教が必要だったので、ここに高台は三たび衆生済度を行なうべく現われた」というのが創基の教えであった。

このカオダイ教の教徒たちは1940年暮にサイゴン地方を中心にフランスに叛旗をひるがえし、他力本願のヴィエトナム復国同盟会よりは華々しく活躍をみせた。しかし、そのためにカオダイ教はフランス当局の弾圧にあって瓦解一歩手前の苦境にまで追い詰められていったが、一方のヴィエトナム復国同盟会は日本軍の庇護を受け、かつは積極的な活動をしなかったのでフランス側の弾圧をまぬかれた。その結果、ヴィエトナム復国同盟会の幹部であるチャン・チョン・キム(Tran Trong Kim)は日本軍の後盾でヴィエトナム国首相の地位についたが、日本の敗北によって親日勢力を政治的基盤とするチャン・チョン・キム内閣は当然瓦解することを余儀なくされ、ヴィエトナムには政治的空

白が生ずるに至った。そして、この政治的空白を利用してヴィエトナムに勢力を伸ばしていったのが、インドシナ共産党の後身であるヴィエトナム(越南)独立同盟、略称ヴィエトミン(Viet Minh=越盟)であった。

### 3. 政 情

終戦後、前述のようにベトナムに政治的空白が生じたのに乗じて、ヴェトナムはクーデターを敢行し、全国の各行政官衙を占領するとともに、1945年9月2日ベトナム民主共和国の建国を宣言し、ヴェトナム共産党主ホー・チー・ミンが初代主席（大統領）に就任した。

ところが、翌1946年1月、日本軍の武装解除に当たった東南アジア軍（イギリス）と交替したフランス軍は、既得権回復を目指して、北部にむかって進撃を開始し、ここに19世紀中葉における仏越抗争の歴史の跡がそのままくり返されていった。

だが情勢はその当時とは異っていた。ベトナム人の闘争心は火と燃えていたし、フランスの国力は今次大戦で大きな痛手を受けていた。それに何よりもまず、人々は平和を求めていた。この3つの要素から生まれたのが、フランスの平和交渉である。

フランスは武力解決の方針を棄てて、ホー政権と平和交渉を開始した。交渉は順調に進み1946年3月に予備協約、9月14日に暫定協定を締結し、平和が再びベトナムにくるかに見えたが、フランスが「ベトナムの宝庫」であるコーチンシナをベトナムから切り放すことを計画していたため、ホー政権の態度は俄然硬化した。そして同年12月のトンキンにおけるフランス軍とベトナム人との衝突が導火線となって、全面的な武力衝突に発展した。泥沼のようにはたしないインドシナ戦争はこうして始まったのである。

当時ホー政権は、きわめて妥協的な態度をとっていた。事実、1946年3月6日のフランス・ヴェトナム予備協約は「フランスはヴェトナム民主共和国を、自身の政府、議会、軍隊、財政を有する、フランス連合内のインドシナ連邦を構成する自由国として承認する」と規定している。したがってフランスがそのままホー政権と独立協定を締結していれば、インドシナ戦争は起らなかったともいえるわけであるが、1947年2月13日にラマディエ（Ramadier）仏

首相は次のような爆弾声明を行なった。

「ホー・チー・ミンのひきいるベトナム政府は過去の諸協定の実施に保障を与えておらず、フランスは当然にこの政府を相手としない方針である。フランスはフランス連合の枠内におけるベトナム人の自治を希望している。数日前バリのベトナムの代表団は、ホー・チー・ミンの署名がある、ベトナムの平和解決への条件なるものを示した文書をフランス政府に提示したが、政府はこれを無視したいと考えている。インドシナの全般的軍事情勢はフランス軍に有利のようである」というのが、ラマディエ声明の内容だが、この声明の中でとくに注目されるのは傍点の部分である。事実、当時のフランス軍は旭日昇天の勢にあった。2月8日にはハノイ周辺地区の掃蕩に成功し、さらに中部ベトナムのユエ（Hue）も、2月12日に完全占領するにいたっていた。一方、ホー政権の態度はフランスにたいして再び妥協的になってきていた。たとえば1月20日にホー・チー・ミンはオリオール（Auriol）大統領にたいし「余は閣下にたいし、両国を死と破壊からまぬかれしめ、両国間の友好協力を再現せしめるため即時有効な手段をとることを求めたい。余はベトナム国民がフランス連合の枠内における完全独立を希望するものであることを宣言し、フランス、ベトナム両国の多数の有為の青年の生命を救うためにも平和を実現させねばならぬと信ずる」とのメッセージを送っている。また2月6日にはバリ駐在のベトナム民主共和国政府代表団は「戦闘の即時中止および交渉再開を要求する」という意味の声明を發している。ホー政権のこうした軟化が軍事情勢の悪化に原因したものであることはいうまでもないが、一方、フランスは前記「ホー政権を相手にせず」との爆弾声明を發表すると同時に、ホー政権にたいする徹底的武力掃蕩を開始し、同時にホー・チー・ミン大統領の対抗者としてホンコンに亡命中のパオダイ前（Bao Dai）皇帝を擁立した。

しかも1950年1月18日に中共、30日にソ連、31日に北朝鮮、2月2日にチェコスロバキア、3日にハンガリー、ルーマニア、ポーランドなどの共産諸国が相次いでホー政権を承認すれば、一方、2月7日にアメリカ、イギリス、8日にオーストラリア、ベルギーなどの自由諸国がパオダイ政権を承認するに

たり、ここにベトナム問題はフランスとベトナムとの関係から飛躍して東西両陣営の『冷戦の焦点』となってしまった。

こうして1946年12月の衝突いらい、戦いを交えること約8年。フランスは81億200万ドル（うちアメリカは26億3,500万ドルを援助）の戦費を費し、死亡および行方不明9万2,299名、病氣4万8,672名、負傷6万9,156名、合計21万127名の犠牲者をだしたが、1954年7月20日のジュネーヴ休戦協定で休戦が成立し、この結果、1956年7月に行なわれる統一選挙までの間ベトナムはほぼ17度線で南北に分割されることになったのである。

ここで簡単にジュネーヴ協定について説明すると、いわゆるインドシナ休戦に関するジュネーヴ協定というのは、カンボディア休戦協定、ラオス休戦協定、ベトナム休戦協定の3つの文書よりなるもので、通称一括してジュネーヴ協定と呼ばれている。ジュネーヴ会議に参加した国はアメリカ、フランス、イギリス、ソ連、中共およびインドシナ側からラオス、カンボディア、南北両ベトナムの9ヶ国であり、署名調印に際して南ベトナムは最後まで南北分割に反対し調印を拒否した。また、アメリカは交戦当事国ではなく、両当事国の政策を左右する積りはないと理由でこれに調印しなかった。

ベトナム休戦協定でとくに注目すべき点は、同協定は、あくまで双方の戦闘状態を終結するという軍事問題の解決を主要目的としたもので、ベトナムを2分してそのおのおの地域に政府を設置し、またはベトナムという国に2つの異った政府が存在するのを定めた協定ではないということである。これは当時において2年後の1956年7月に総選挙が行なわれ、南北統一が約束されていたことをみても明かである。

かくして、分割後の南北両ベトナムは2年後にひかえた総選挙をまえにそれぞれの立場を有利に導くため自国の強化に努めていったが、その政情の推移を便宜上南北に分けて記述してゆくこととする。

#### (1) ベトナム共和国（南ベトナム）

ホー・チー・ミン政権の対抗政権としてフランスは香港に亡命中の元安南皇

帝バオダイを擁立し、1949年6月に新政権を樹立せしめたことはすでに述べた。しかし、従来からのバオダイ帝にたいする国民感情は必しも良くなく、また、新政権樹立の基礎となった同年3月8日のフランス・ベトナム協定（Accords Franco-Vietnamiens du 8 Mars 1949.）で与えられたベトナムの独立内容が国民を満足せしめず、むしろ強い反感さえ懐かしめていた。これは当初フランスがバオダイ政権を育成し、フランスの最少限の権益をベトナムに残そうとする意図が全く水泡にきしたことを意味する。その上、1950年9月ドンケー（Dong-Khe）要塞攻撃をはじめとするホー軍の反撃は果敢を極め、北ベトナムにおける軍事情勢は一転してフランスに不利に傾いていった。このことは南部地区に駐屯するフランス連合軍勢力の北上を余儀なくされ、同地区の治安は自から地方封建勢力たる宗教団体に委ねざるを得なくなった。これら団体がすなわち、カオダイ（Cao-Dai）教団、ホアハオ（Hoa-Hao）教団、ビンズエン（Binh-Xuyen）教団の3団体である。これらの教団はそれぞれの領地をもち、私兵を擁して住民に君臨していた。バオダイ政権はフランス連合軍の武力とこれら3教団との妥協によってその権力を維持していたということができよう。

反共戦争の立場からバオダイ政権を支持し援助を与えていたアメリカは、こうしたバオダイ政権のあり方に強い不満をもち、1954年7月、フランスとバオダイ元首を説得し、反フランス、反バオダイ、反共の民族主義者として人気のあるゴー・ディン・ディエム元内相をベトナム国首相に就任させた。

ゴー・ディン・ディエム首相はまず軍隊の武力を背景に封建勢力の掃蕩に乗りだしたが、カオダイ教団、ホアハオ教団、ビンズエン教団は3派連合戦線をつくり、これに対抗した。しかも3派連合戦線の背後にはディエム首相の失脚をひそかに希望するフランスとバオダイ派があり、ひと頃のディエム首相は腹背に敵を受け、非常な苦境に追い詰められた。だがディエム首相の不退転の決意とアメリカの絶対支持の態度、さらにディエム支持派による南ベトナム革命委員会の結成に力づけられた国軍は、アメリカ提供による近代兵器の威力にものをいわせ、1955年5月にビンズエン軍討伐に成功した。

ついで政府軍は余勢をかってホアハオ教軍をも討伐し、一方、カオダイ教団ではディエム支持派が反ディエム派を上回る勢力になり、結局、カオダイ教団は政府側に帰順するの態度にでた。

こうしてディエム首相は反抗勢力を一つ一つ片付けていった。このディエム首相に残された課題は、反ディエム勢力の黒幕であるフランスとバオダイ元首をいかに処理するかということであった。まずフランスの場合をみてみよう。

南ヴェトナム政府は1956年3月30日、フランス派遣軍の撤退に関する協定をフランスと締結した。この協定によりジャック・フランス派遣軍司令官は4月28日にサイゴンから引揚げ、かつ派遣軍の全員も6月末までに南ヴェトナムから撤退することになった。それは南ヴェトナムにたいするフランスの統治が、完全に終止符を打たれたことを意味するものであったが、フランスの手でヴェトナム元首の地位に就任したバオダイ元首は、一足先に同一の運命をたどっていた。

1955年10月23日、国民がバオダイ元首とディエム首相のいずれを支持するか、国民の審判を求める投票が、南ヴェトナム全土で行なわれた。婦人も始めて投票権を与えられ、この歴史的な投票に参加したが、投票総数582万8,907票のうち、バオダイ元首はわずかに6万3,017票をえたにすぎず、元首の地位を追われることになった。

一方、がい歌をあげたディエム首相は10月26日、国名をヴェトナム国からヴェトナム共和国 (République du Viêt-Nam) に改め、自ら総統(大統領)に就任した。

かくして、大統領に就任したゴー・ディン・ディエムは、まず民主国家の形態を備えるため、56年3月、第1回総選挙を行ない、制憲議会を招集して憲法の起草討論を行なわしめた。新憲法はヴェトナム共和国建国第1周年記念日の56年10月26日に発布された。

ついで57年以降は専ら国家の内容充実と全力を傾倒していったのであるが、対内的建設の顕著なるものとしては、農業開発、工業発展および各種公共施設の整備を中心とする経済開発5ヵ年計画ならびに農地改革の実施、税制の改革、

● 華僑にたいする営業禁止令等の経済政策をはじめとして、徴兵制の実施、文教の刷新、文盲一掃運動等の施策があり、かなりの成果を挙げることができた。しかし、その反面、反乱分子の懲罰、反政府系の報道機関および団体(自由民主党)にたいする弾圧、言論統制の行過ぎ、海外渡航の制限、カオダイ教徒にたいする圧迫ならびに華僑にたいする強硬策は必然的に政府にたいする怨嗟の感情となって国民の間に底流していった。

こういった事情を背景に、1959年に入って農村各地において村政幹部の殺害事件が頻発し、また1960年1月末の旧正に際しては、地方軍事施設数ヵ所が襲撃を受けるなど、南ヴェトナムの治安は必しも安穏ではない。政府はこれを共産分子による擾乱工作であるとして重視し、いわゆる「91号法律」を制定し、これら分子を特別軍事法廷で処断することを決定しているが、これは同国内政の弱点の一面を表わすものといえる。

● つぎに対外的問題の主なものとしては、アジア人民反共連盟第3回総会の開催(57年3月)、ゴ大統領のアメリカ(5月)、タイ(8月)、オーストラリア、韓国(9月)、インド(11月)、フィリピン(58年3月)、中華民国(60年1月)、マレー(2月)の各国訪問ならびに第9回コロンボ計画協議委員会の開催(57年10月)があり、これらを通じて自由諸国に反共防衛戦線を結成して北ヴェトナムに対抗するとともに、自由諸国の援助を受けて国内経済建設の促進を計っている。

さらに対外問題として南ヴェトナムとカンボディアとの関係に言及する必要がある。元来ヴェトナムとカンボディアは隣国であるにもかかわらず、その国家政策の相違、国境紛争事件等の諸理由から独立以来相互に反目してきた。1959年に入り、カンボディア政権を転覆せしめるような陰謀事件、すなわち、サムサリ(Sam Sary)事件(1月)、ダブ・チュオン(Dap-Chhuon)事件(2月)(カンボディア便覧の政情の項参照)が相継いで発生し、カンボディア側は調査の結果、その背後には南ヴェトナムが動いているとして抗議し、両国間の国交はさらに険悪化した。この緊張を緩和するため8月3日カンボディア首相シアヌーク殿下は自ら南ヴェトナムを訪問し、ゴー大統領と会談した。

この会談を契機として両国間に歩み寄りが見られるかと思われたが、8月30日カンボディア王宮内で爆弾事件が発生し、カンボディア側は同じく南ベトナムが背後に動いているとしたため現在にいたるも両国の関係は一步も好転していない。

## (2) 北ベトナム

分割後、北ベトナムは中ソ両国の援助の下に経済再建にのりだした。1954年12月29日に中共側と技術援助および物資提供に関する協定を締結したのを手始めに、1955年7月におけるホー・チー・ミン大統領一行の中共訪問の結果、中共より人民券8億元(約1,200億円)に相当する経済援助を受けることになった。

ホー・チー・ミン一行はついでソ連を訪問し、ソ連より4億ルーブル(約360億円)に相当する経済援助を受けることに成功し、これらの経済援助をもとにして、内政面においては経済の建直し、農業、工業および手工業生産の復活と進歩、輸送交通路の復旧、堤防、灌漑工事の強化と発展等各種の計画を着々と実行していった。さらにホー大統領は国家経済発展、物価の安定、貨幣制度の強化等の見地から59年2月27日付布告をもって通貨改革を断行した。すなわち、旧通貨1,000ドンをもって新1ドンとするというデノミネーションであった。この通貨改革は国内的には大した動揺もみせず、成功を収めたということができよう。

また、注目すべきことは1960年1月1日北ベトナム新憲法が公布されたことである。1946年憲法が制定されて以来14年を経過するが、その間8年の長きにわたるインドシナ戦争を経て北ベトナムの様相は大きく変貌した。

とくにジュネーヴ協定成立以後同地域の実際の態様と46年憲法との間に大きなギャップが生じ、政府はこれが調整のため全面的な憲法改正の必要を痛感していた。そこで56年12月の第6国民議会において本件が採り上げられ、特別委員会が設置されて、憲法に関する調査、研究が進められることとなった。59年4月、一応の成案を得たので国民の一般討議のため公表され、同年12月

の第11国民議会において全会一致をもって可決されたものである。

他方外交面においては、ソ連および中共を主体とする社会主義陣営諸国との友好関係を一層緊密にし、反面アメリカおよびこれに追随する諸国をジュネーヴ協定の精神をふみにじる帝国主義者としてあくまでこれに反対してゆくことに外交政策の基調をおき、ソ連、中共のみならず北朝鮮、チェコ、ポーランドその他の共産諸国との間に貿易支払関係の諸協定を締結し、また機会ある毎にアメリカを非難する声明を發表した。一方、中立諸国への働きかけも極めて積極的で、1958年1月から2月にかけてホー大統領はインド、ビルマを、また、59年2月にインドネシアを訪問し、両国首脳者と統一問題についての意見の交換が行なわれた。このほか中共を正式に承認しているカンボディアとの間に貿易支払協定を締結し(58年11月)、翌59年4月より同協定は実施されている。

また、タイとの間にはインドシナ戦争中タイに避難したベトナム人の送還問題をめぐって交渉が続けられていたが、59年6月にいたり西国赤十字社間で円満妥結を見て、その引揚第1船が本年1月ハイフォン港に到着している。

さらに対外問題として北ベトナムとラオスとの関係は軽視できないものがある。1958年末北ベトナム・ラオス両国間に国境不分明に原因する紛争が生じた。しかし、両国の関係はたまたま国境紛争という形で表面化したに過ぎず、真の原因はさらに根深いところにあるようだ。すなわち、北ベトナム政府は、①ラオス政府が従来の中立政策を棄てて反共政策を強く打出してきたこと、②北ベトナムと骨肉の関係にあるラオス愛国党ならびに旧パテト・ラオ(Pathet-Lao)部隊にたいする一連の弾圧策、③さらには58年8月ポーランドの強い反対にも拘わらず、ラオス国際休戦監視委員会が事実上閉鎖されたこと、等が累積してラオス政府にたいしやるかたない不満を懐いていた。59年5月11日ラオス憲法記念日に際してラオス政府はパテト・ラオ系軍人の王国軍編入を決定したが、同軍人のうち450名がこれを拒否したため期限付武装解除を行なう旨の最後通牒をつきつけた。北ベトナム・ファンヴァン・ドン首相は前述の経緯もあって、この事件をとらえ、5月17日ラオス政府にたいし嚴重なる抗議声明を發するにいたった。これを契機として以来半

才にわたってラオス軍とパテト・ラオ軍との間に衝突をみたが、この背後に北  
ヴェトナムの見えざる糸が引かれていたであろうことは想像に難くない。  
(ラオス紛争の経緯についてはラオス王国便覧、政情の項参照)

#### (3) 南北ヴェトナムの統一問題

ジュネーヴ協定によれば、1956年7月に南北ヴェトナム統一自由選挙が実  
施される予定であったが、南ヴェトナム政府は当初ジュネーヴ協定に調印し  
ていないことを理由に統一選挙を施行する義務はないと主張していたが、その  
後、北ヴェトナムにおいて自由選挙が施行され得る状態になれば、これを受  
諾する用意がある旨態度を緩和してきている。

これはたいし、ファン・ヴァン・ドン北ヴェトナム首相は1957年7月、  
58年3月および12月の数回にわたりゴーチン大統領に書簡を送り、統一選挙実施  
のための予備会議の開催、南北両国相互の軍隊縮小問題、通商関係確立等につ  
いての当局者会談開催の提案を行ってきたが、南ヴェトナム政府は、①今  
後も自由選挙実施および南北統一に関する政策を堅持してゆくが、②北ヴェ  
トナムが恐怖政治を継続している限り統一選挙は行ない得ないとして従来の  
態度を再確認している。

しかし、ヴェトナムの統一を希望する声は南北を通じておおい難いものが  
あり、世界「雪解け」の情勢と相俟って、今後どう発展、解決されるかが注目  
されている。

## 4. 政 体

### (1) ヴィエトナム共和国=République du Viêt-Nam

ヴィエトナム国(バオダイ政権)政治機構に関する1949年7月1日付政令  
第1号は、第1条で『ヴィエトナム国民は将来の国家形態(政体)を決定する  
ことができる。そのため総選挙の実施が可能となった際には立憲国会が召集さ  
れる。それまでの間は政治機構とその権限は、本政令各条にしたがうものとす  
る』と定め、政体の決定を後日に譲っていた。しかし1955年10月23日の国  
民投票でバオダイ元首(前皇帝)を圧倒的に破り、98%の得票により国家首席  
に推挙されたゴーチン・ディエン首相は12月26日、共和制布告令を発し、  
自らも総統一大統領就任を宣言した。また国名をヴィエトナム共和国と定め  
た。1956年10月26日、前文および98条より成るヴィエトナム共和国憲  
法が公布された。同憲法は、①ヴィエトナムの独立と統一の達成、②国民  
の自由人権および利益の擁護、③反共主義を、その基本的精神としている。

### (2) 北ヴェトナム

1960年1月1日公布されたヴィエトナム民主共和国新憲法の第2条で「輝か  
しい8月革命と英雄的な抵抗戦争においてヴィエトナム人民が勝ちとった勝利  
の結果として樹立され、強化されたヴィエトナム民主共和国は人民民主国家で  
ある」また、第4条で「ヴィエトナム民主共和国の全ての権力は人民に属する。  
人民は国民議会と各級人民議会を通じて自己の権利を行使する。国民議会、人  
民議会は人民により選挙され、人民にたいし責任を負う」さらに、第43条に  
おいて「国民議会はヴィエトナム民主共和国の最高権力機関である」と定めて  
いる。

## 5. 政治

[ヴェトナム共和国]

### (1) 立法

ヴェトナム国民議会の特色は一院制であり、かつ各行政府長官は議員となることができないことである。

国民議会は議長1名、副議長2名の外、事務局を置いている。また国民議会は、財政および予算、経済、農業、外交および情報、文化教育および青年、公共事業、観光および復興、国防、司法および立法、内務、社会事業および保健、院内法規、国民議会予算および会計の12委員会に分れ、それぞれ委員長が任命せられている。

国民議会通常会期は毎年4月と10月の2回招集され、国民議会議員は任期3年である。

### (2) 行政

(イ) 中央機構 ヴェトナム共和国憲法によれば、元首である大統領は、副大統領、國務大臣および國務次官の補佐の下に、政務を処理する。

大統領、副大統領は任期5年、国民投票をもって選任せられ、各省大臣および次官は大統領により任命せられる。

(ロ) 地方機構 1956年10月24日の地方行政組織改正令によれば、地方行政区画は北部、中部、南部、高原の4地区およびサイゴン市府（もっとも北部と北緯17度線以北の中部地区は北ヴェトナム治下に属する）に分けられ、各地区はさらに省（計24）、県、郡、村の自治体に区分されている。前記各地区にはそれぞれ政府代表および軍司令官が配置され、また、サイゴン市府には市長および南部防衛軍司令官が置かれている。

### (3) 司法

1949年3月8日のフランス・ヴェトナム独立協定付属の司法協定によれば、ヴェトナムの裁判所はヴェトナム裁判所、合同裁判所により構成され、合同裁判所はフランス連合国民（ヴェトナム人を除く）間の事件またはフランス連合国民とヴェトナム人との間の、またはフランス連合国民とフランスが裁判上の特権を含む協定を締結した国家の国民との間の、すべての事件を管轄していた。いいかえればヴェトナム裁判権はフランス人にはおおよぼ、ヴェトナム人の強い不満を買っていた。

ゴ・ディン・ディエム政府は司法権の完全掌握について対フランス交渉を行ない、1954年9月16日に新司法協定の締結に成功した。この結果、合同裁判所は廃止され、以来、ヴェトナム裁判所は国籍の別なく、すべての居住者を管轄することになった。

### (4) 政党

南ヴェトナムにおける主要政党名、国民議会における議席数はつぎのとおりである。

党名	議席数
国家革命運動党（政府与党）	78
社会党	5
民主社会党（旧ホアハオ派）	3
労働連盟	3
復興党（旧カオダイ派）	2
劳工派	2
無所属	30
合計	123

第1回国民議会議員の任期が59年9月末をもって任期が満了するので憲法の規定にしたがい、同年8月30日第2回総選挙が施行された。この選挙にお

いて与党の国家革命運動党は依然絶対多数を確保したが、野党たる社会党、民主社会党等の進出も目覚ましく、15の議席を獲得した。また、無所属議員は30におよび、与野党のこれら議員の抱込み工作が烈しく展開されているとのことである。

〔北ヴェトナム〕

(1) 立 法

立法機関としては前記国民議会がある。

(2) 行 政

国民議会は主席および副主席を選出し、主席の推せんにより首相を選出し、首相の推せんにより首相および各部長を選出する。(憲法第50条) ヴェトナム民主共和国閣僚会議は最高国家権力機関の執行機関で最高行政機関である。

(第71条)

(3) 政 党

ホー政権の基盤である越盟がインドシナ共産党を中枢体に新ヴェトナム党、ヴェトナム民族革命党、革命青年連盟などの秘密結社を初め、各種左翼地下団体を結合して組織された連合体である。

その後、1946年5月27日に民主党、社会党、国民党、革命同盟会、天主教連盟、カオダイ教連盟、仏教連盟の諸団体が越盟に対抗してヴェトナム国民連合会を結成したが、ホー政権の事実上の主導権は依然、越盟が握っていた。ついで1950年1月の共産諸国の承認を契機としてホー政権の共産色は、次第に濃化していったが、51年3月3日、マルキシズム研究会長のチュオン・チン(Truong Chinh)を書記長とするヴェトナム労働党が結成された。

ヴェトナム労働党は『党の主義はマルクス・レーニン主義である』と宣言

していることでもわかるように明かな共産党で、同党は結成直後、越盟とヴェトナム国民連合会を統合しその支持団体としてヴェトナム民族連合戦線をつくったが、さらにこれを1955年9月10日の大会で、ヴェトナム祖国戦線に拡大した。事実上の唯一の政党である。



## 6. 国交関係

### (1) ヴィエトナム共和国 承認状況

(イ) ヴィエトナム共和国(南ヴィエトナム)を正式承認している国(1959年10月現在)

アメリカ、フランス、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、日本、イタリア、中華民国、大韓民国(南鮮)、オランダ、フィリピン、スペイン、キューバ、ハイチ、ボリビア、エクアドル、ブラジル、リベリア、ニカラガ、チリー、ギリシャ、ルクセンブルグ、アルゼンチン、コスタリカ、カナダ、ラオス、トルコ、ベルギー、オーストリア、西ドイツ、ヴァチカン、南ア連邦、ホンジュラス、ヴェネズエラ、ガテマラ、コロンビア、スーダン、ヨルダン、ポルトガル、デンマーク、レバノン、ガーナ、モロッコ、チュニジア、マレー、スイス、スウェーデン、イラク。 合計 49ヵ国

(ロ) 在サイゴン総領事および領事認可状を申請した国……ノールウェー。

(ハ) 承認していないが南ヴィエトナムの国連加盟に賛成投票を行なった国……アイルランド、エル・サルヴァドル、ペルー、パナマ、ウルグワイ、イラン、エチオピア、ドミニカ。

(ニ) 南ヴィエトナムが総領事を派遣している国……ビルマ(ただし承認はしていない)

(ホ) 代表部を交換している国……カンボディア。

(ヘ) 南北両ヴィエトナムを事実上承認している国……パキスタン、インド、インドネシア、イラク(インド、インドネシアは南ヴィエトナムと相互に総領事を交換している。

### (2) 北ヴィエトナム 承認状況

(イ) 北ヴィエトナムを正式承認している国……ソ連、チェコスロヴァキア、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、アルバニア、ユーゴスラヴィア、モンゴル、中共、朝鮮民主主義人民共和国(北鮮)東ドイツ。

(ロ) 南北両ヴィエトナムを事実上承認している国……パキスタン、インド、インドネシア、イラク(インド、インドネシアは北ヴィエトナムと相互に総領事を交換している)

(ハ) 北ヴィエトナムが総領事を派遣している国……ビルマ

(ニ) 北ヴィエトナムを正式承認していないが、貿易関係維持のためハノイに公館を設置している国……イギリス(総領事館)、フランス国(代表部)

## 7. 軍 事

### (1) ヴィエトナム共和国

1956年3月末のフランス・ヴィエトナム議定書に基づくフランス駐屯軍の撤退ならびにフランス軍事施設の南ヴィエトナム側への移譲により、南ヴィエトナムの軍事的独立は事実上達成された。他方、南ヴィエトナム政府は1954年以来アメリカの軍事援助を仰ぐとともに、国軍はアメリカ軍事援助顧問団の訓練を受けて部隊の再編成を行ない、その結果今まで統一を欠いていた陸軍は、軽師団6、重師団4、地方軍団を合し兵力15万となった。海軍はフリゲート艦1、哨戒艇3、沿岸掃海艇3、上陸用舟艇16、調査船1、その他小舟艇若干で、総数50隻約4,000トンで、兵員は士官100名、下士官・兵、3,500名にすぎない。主要基地は、サイゴン、カムラン (Cam Ranh)、ナトラン (Nha Trang)、ツーラン (Tourane) にある。空軍は約50機約1,000名で、ツーラン、ナトラン、サイゴン、バンメトー (Ban Mê Thuot) 等を主要な基地としている。大統領は憲法上南ヴィエトナム陸、海、空軍総司令官の地位を兼ねている。

従来、南ヴィエトナムでは、1953年6月29日付政令で満18才ないし33才の男子を対象とした戦時動員制のみが定められていたが、1957年5月2日付大統領令をもってさらに徴兵令が制定せられた。この徴兵令は同年8月1日から実施され、満20才より21才の青年男子で徴兵委員会により適格者と認定された者は12カ月間兵役に服する義務を有する旨を規定している。服役の内容は、初期の4カ月間はクワン・トリイ (Quang Tri) 中央軍事訓練所において訓練を受け、後期の8カ月間は国軍の各部隊において訓練を受けることになっている。

なお、1959年度軍事予算は60億ピアストル (約1億7,000万ドル) であり、国家総予算149億9,400万ピアストル (約4億2,000万ドル) の40% を占め

ているが、この軍事予算のうち大部分がアメリカ援助により賄われているが、詳細は発表されていない。

### (2) 北ヴィエトナム

ジュネーヴ休戦協定成立前のホー・チャー・ミン軍は正規軍、地方軍、民軍により編成されていた。

正規軍は7カ師団12万 (第304、第306、第308、第312、第316、第320、第351師団) と独立連隊5万 (砲兵連隊2、工兵連隊1を付属し、中共式の迫撃砲中心の装備をもっていた) で、地方軍は正規軍の補充補助任務に当り、20万程度の兵力をもっていた。

また民軍は遊撃民軍と民兵に分れていた。いずれも日常は定業に従事し、時に応じ前者はゲリラ活動に、後者は連絡輸送任務に従事していた。

## 8. ヴィエトナム共和国の財政・経済

南ヴィエトナムはじめ、ラオス、カンボディアのいわゆるインドシナ3国の政治的独立に伴って、これら3国とフランス間との経済機構の再編成が問題となり、これがため1950年11月27日フランスのポー(Pau)において、これら4国間に共通の利害関係を有する問題、(1)発券局 (2)国庫および為替 (3)関税 (4)貿易 (5)移民 (6)建設計画 (7)通信 (8)メコン河航、サイゴン港使用に関する協定が成立をみた。

以後、この協定にもとづいてインドシナ3国とフランス間の経済関係が規制されてきたのであるが、インドシナ3国の独立の強化とともに、さらに経済機構の改編が必要となり、再びこれら4カ国間で討議が開かれた結果、1954年12月29日パリで4国経済協定の調印をみ、インドシナ3国の経済的独立が拡大された。

こうした経済機構の変遷について概述すればつぎのとおりである。

### (1) 発

ポー協定によってインドシナ発券局なる3国の共通の通貨発行機関が設置され、フランにリンクしたピアストル(Piastre)貨が発行されていたが、4国経済協定によりこの発券局が廃止され、3国はそれぞれ発券銀行を設立して自由に通貨を発行できることとなった。

### (2) 為替管理

フランス政府の為替局の指揮下にあったインドシナ為替局が3国の外貨を管理していた。このため3国が輸出によって得た外貨はフランス為替安定基金に集中プールされ、直接3国の収入とはならなかったが、国が必要とする外貨はフランス政府より年2回割当を受けていたため各国政府は輸入ライセンスを発行できるが、その外貨割当は自主的にはできなかった。今次の国経済協定の結果、インドシナ為替局は廃止され、同局が保有していた為替基金は1955年1月1日から各国政府に移管されることとなった。かくて3国は為替管理の自

主性を回復し、外貨割当も自国で独自に実施できることとなった。

### (3) 関税

インドシナ3国はフラン圏に属するとともに関税同盟を組織していた。相互に同一の関税を課し、圏内の貿易を自由化し相互に関税障壁をなくし、最恵国待遇を付与していた。各国は関税率の改正を自由に行なうことができず、このため産物または商品にたいする保護政策をとりえなかった。

しかし、前記4カ国経済協定によって関税自主権を獲得したので、南ヴィエトナム政府は1955年4月14日、関税定率法を公布した。この定率表は最低税率と最高税率よりなり、最高税率は最低税率の2倍である。なお、南ヴィエトナムが最低税率を適用しているのはアメリカ、イギリスおよびイギリスの代表する諸地域、イタリア、日本、オーストラリア、スイス、カンボディア、ラオス、オランダ、スウェーデン、デンマーク、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ、ノルウェー、カナダ、フランス、インド、オーストラリア、フィンランド、ニュージーランド、フィリピン、インドネシア、中華民国、韓国、ギリシャ、ポルトガル、パキスタンの諸国である。

### (4) 幣制

通貨単位はピアストルであるが、これは従前インドシナ銀行が発行してきたが、インドシナ3国の独立に伴って1952年1月からインドシナ発券局がピアストル発行の権限をもった。その後1954年12月29日に締結をみたフランスとインドシナ3国との4国経済協定によって、3国はそれぞれ発券の権限を持つこととなり、南ヴィエトナムでは1955年1月1日に設立された国立銀行がヴィエトナム・ピアストルを発行することとなった。

### (5) 予算

ヴィエトナム財政はその財源の外国援助に依存する部分が非常に大きく過去4年の実績をみても財政収入に占める外国援助の比率は大体40%内外となっている。また、歳出面では軍事費の占める比率が大きく予算総額中50%近く

占めている。

1960年度予算は総額147億7,800万ピアストルで前年度予算より4億9,800万ピアストルの減少となっている。

この予算規模縮少の主な理由は、輸入割当削減による関税収入の減収が予想されていることおよび1959年度余剰金収入を今年度予算に計上していないこと等があげられる。

1955年以降の予算収支実績 (単位 億ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
歳出	170.31	136.26	141.60	143.75	152.76	147.78
歳入	170.31	136.26	149.20	141.34	152.76	147.78

歳入内訳 (単位 億ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
直接税	7.61	8.95	7.72	7.09	7.69	7.79
間接税	8.77	12.84	25.36	29.68	31.76	32.29
関税	31.05	32.21	18.01	22.23	24.06	20.54
専売収入	—	—	14.41	15.30	14.47	13.52
登記印紙税	5.23	5.24	5.60	6.48	5.17	5.46
郵便通債収入	1.75	2.69	2.77	2.69	2.81	2.93
その他行政収入	1.00	1.40	1.75	1.97	2.13	2.57
雑収入	1.00	0.66	8.87	1.34	1.66	1.65
外国援助	108.01	63.14	56.99	51.03	61.77	58.25
特別収入	5.89	9.14	7.72	3.53	1.24	2.51
計	170.31	136.26	149.20	141.34	152.76	147.78

歳出内訳 (単位 億ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
国会大統領経費	8.44	20.31	19.19	18.70	8.84	8.54
情報省	1.32	2.57	2.31	2.00	1.69	1.42
外務省	0.62	0.58	0.9	1.00	1.29	1.02
国防省	106.22	69.68	65.99	60.43	59.97	59.70
司法省	1.02	0.98	1.96	2.05	1.13	1.12
内務省	5.99	6.28	6.14	6.42	22.46	20.42
大蔵省	4.77	3.78	3.91	3.48	4.07	3.93
農林・経済省	1.56	1.86	8.72	3.98	3.28	3.06
文部省	4.10	4.23	5.33	6.12	8.11	8.46

厚生省	2.85	3.32	3.76	3.64	5.49	4.11
労働省	12.23	11.14	15.48	11.99	11.47	13.05
その他	21.20	11.50	15.51	21.52	24.94	22.94
計	170.31	136.26	149.20	143.75	152.76	147.78

(出所 国立銀行統計)

### (3) 金融

#### (イ) 銀行制度

1954年12月29日パリで調印されたフランス、ヴィエトナム、カンボディア、ラオス4国経済協定によりヴィエトナムは経済的独立を拡大し1954年12月31日付勅令により1955年1月1日よりヴィエトナム国立銀行が設立され通貨発行権を確立した。

同行の主な業務はつぎのとおりである。

- 1 通貨の発行、金および外貨勘定の管理、操作、公開市場操作を行なうこと。
- 2 民間銀行によるクレジットの運営、供与、管理に関すること。
- 3 政府への前貸金供与。
- 4 無償または有償で金または外貨を保有、売買、預託できる。
- 5 国庫の要求により政府支出、歳入を実施する。

民間銀行にたいしては、

- 1 商業手形の割引、再割引、手形為替証券等の売買、割引等。
- 2 預金の受入れ。
- 3 民間銀行新設の許可、承認。

また、政府金融機関としては1955年9月に設立された工業開発のための国家投資基金、1955年8月に設立された農業復興、開発のための農業信用基金および貿易業者への金融を目的とする1955年12月に設立された商業基金等がある。

以上の中央銀行としての国立銀行および政府金融諸機関の外に外国為替銀行としてつぎの10行がある。

① ヴィエトナム系

Banque Commerciale et Industrielle du Viêt-Nam  
Credit Commercial du Viêt-Nam

② フランス系

Banque Française de l'Asie  
Banque Franco-Chinoise Pour le commerce et l'Industrie  
Banque Nationale pour Commerce et Industrie

③ イギリス系

Chartered Bank  
Hong Kong and Shanghai Bank

④ 台湾系

中国銀行, 交通銀行, 東亜銀行

このうちアジア・フランス銀行は通貨発行の特権を有し、かつインドシナにおける各種の投資、金融業務を取扱い、フランスのインドシナ開拓の中核機関として活躍していたインドシナ銀行（1875年創立）が再生したものである。すなわち1954年12月のフランス・インドシナ3国間経済協定実施後、従来インドシナ銀行が有していた金融財政上の実権は漸次、インドシナ3国の国立銀行に移管された結果、インドシナ銀行は1955年12月8日、その建物、不動産をヴィエトナム国立銀行に譲渡し、アジア・フランス銀行として再生した。

また個人組織としてはインド人金貸業者、華僑工業主、同輸出業者が、とくに貧困農民に高利貸付を目的として金融している。

(四) 金融事情

南ヴィエトナムにおける紙幣流通高は1955年1月現在で95億2,500万ピアストルであったが、1957年末には、57年を通じてのデフレ状態を反映し、85億2,900万ピアストルに収縮したが、58年に入って政府は外貨準備率の引下げ、輸入保証金の減額商業金融庫の金融拡大等の金融緩和策をとったのでその後大巾な収縮はなく横這いを続け1959年に入って増大し12月には百億に達した。

なお、ヴィエトナム国立銀行の発券準備は金、外貨で通貨発行高の33%の

準備金を保有することになっている。

1955年以降の通貨発行状況 (単位 百万ピアストル)

年 別	通貨発行高	年 別	通貨発行高
1955年	7,500.9	1959年3月	9,851.7
1956年	9,346.5	4月	9,773.8
1957年	8,529.1	5月	9,483.2
1958年1月	9,337.7	6月	9,441.8
1958年3月	9,358.9	7月	9,520.1
6月	8,925.7	8月	9,702.5
9月	9,123.3	9月	9,679.3
12月	9,138.7	10月	9,630.4
1959年1月	9,932.5	11月	9,899.7
2月	9,852.3	12月	10,071.1

(出所 国立銀行統計)

(ウ) 外貨保有高

南ヴィエトナムの外貨保有高は毎年順調に増加を示しており、1957年末には48億2,200万ピアストルであったが、1958年においては、同年6月に70億フランにのぼる三角フランが当国のため解除されたので55億6,700万ピアストルと飛躍的な増加を示した。

1959年においては当国貿易収支がなお入超を続け乍らも従来よりやや改善されたが、依然漸増し、同年12月には60億ピアストルとなった。

1955年以降の外貨保有高 (単位 百万ピアストル)

年 別	外貨保有高	年 別	外貨保有高
1955年	4,359.9	1959年5月	5,291.5
1956年	4,613.2	6月	5,242.3
1957年	4,822.4	7月	5,279.3
1958年	5,567.4	8月	5,481.9
1959年1月	5,244.3	9月	5,680.4
2月	5,242.4	10月	5,847.4
3月	5,176.2	11月	5,925.8
4月	5,157.8	12月	6,003.1

(出所 国立銀行月報)

(エ) 為替

ヴィエトナムにおける為替レートは公定相場と自由相場の2本建てで公定相場

によって行なわれる主な支払はつぎのとおりである。

- ① 貿易から生ずる支払および港湾経費倉敷料とその附帯費用。
- ② 加工、組立、修理料およびその他の総ての役務代金。
- ③ 外国との陸、空、水、海路による貨物、旅客運輸に関する費用、および保険料。
- ④ 外国人技術者の契約に基づく賃金報酬退職金等。
- ⑤ 特許権、製作権、商標権、著作権等の使用料と映画上映料。
- ⑥ 電信、電話郵便事業および運輸企業体の定期的決済。
- ⑦ 外国公館ならびに外国公務機関の経費、および在外留学資金。

また自由相場は1956年7月3日以降、サイゴンにおいて制限付で開設されたもので自由相場によって行なわれる主な支払はつぎのとおりである。

- ① 外国資本の会社または外国人の配当、利息、担保物件または不動産証券の利息賃貸料および外国人に所属する企業の利益金と資本。
- ② 在外支社、支店、事務所等の一般経費および在外本社の一般経費を分担するための送金。
- ③ 観光、商用目的の旅費および滞在費。
- ④ 中継貿易から生ずる経費、利益、および仲介料、広告費、代理費等。
- ⑤ 租税、罰金、訴訟費、および養育費等。

公定相場は対アメリカドル35ピアストル、対イギリスポンド98ピアストル、また対フランス・フランの公定レートは従来1ピアストルに付10フランであったが1957年末のフランの20%切下げ以来1ピアストルにつき12フランになったが、さらに1958年12月20日の再度の切下げによりフランの価値が17.55%減少したので、1959年1月1日付政令をもって対1ピアストル14.10フランの新交換率を定めた。

また、ヴィエトナム政府は1960年1月2日付政令をもって今後ピアストルの公定相場は対アメリカドル35ピアストル1本とすることに決定し、したがってイギリスポンドおよびフランス・フランについては今後はこの対ドル公定相場を基礎として計算されることになった。

自由相場は大体1米ドル73ピアストル、1ポンド205ピアストル、100フランは14ピアストル前後で毎日変動している。

サイゴンにおける制限は自由相場 (単位 ピアストル)

年 別	対米ドル	対仏フラン (100フラン)	対英ポンド	年 別	対米ドル	対仏フラン (100フラン)	対英ポンド
1957年1月	74.50	19.80	204.00	1958年12月	73.50	13.80	205.50
" 6月	74.00	19.80	204.00	1959年1月	73.50	14.80	205.50
" 12月	73.00	15.80	197.00	" 3月	73.50	14.80	205.50
1958年1月	72.00	16.00	200.00	" 6月	73.50	14.80	206.00
" 3月	72.00	16.10	200.50	" 9月	73.50	14.80	206.00
" 6月	70.50	15.70	199.00	" 12月	73.50	14.95	205.50
" 9月	73.50	14.90	205.50				

(出所 国立銀行統計)

(4) 物 価

1958年初頭における金融圧迫、滞貨の増大等の経済不況に加え、1957年後半以降の金融引締策による通貨の縮少は、デフレ傾向を思わせたが政府の金融緩和策によって物価は安定をみせ10月以降はやや下落を示した。

1959年においては1958~59年度作の米が豊作であったため一般食料品の値上りにも拘わらず米値が下落を示し、また輸入物資もやや下落しているため住居関係費が上昇したほか物価は割合に安定している。

サイゴン地区におけるヴィエトナム人中流階級および、労働者階級の消費者指数は次表のとおりである。

(サイゴン1953年 100)

	中 流 階 級					労 働 者 階 級					
	食糧	住居	使用人	衣服	雑 全般	食糧	住居	衣服	雑 全般		
1957年1月	139.8	124.8	179.5	129.2	144.0	140.5	126.6	125.0	144.6	130.7	129.0
" 6月	140.7	130.1	215.3	137.4	149.4	145.7	133.5	128.5	151.6	147.1	135.7
1958年1月	130.4	128.9	215.3	139.7	149.4	140.1	123.3	128.5	154.9	147.1	129.0
" 3月	127.2	129.0	215.3	133.3	149.4	137.9	120.4	128.5	143.7	147.1	126.3
" 6月	134.5	128.6	215.3	133.6	149.4	141.8	122.9	128.5	146.3	147.1	128.1
" 9月	137.1	128.4	215.3	133.3	149.4	143.2	131.2	128.5	144.6	147.1	133.6
" 12月	126.9	128.0	215.3	139.1	149.7	138.2	125.8	128.5	154.1	147.7	130.7
1959年1月	127.6	124.2	215.3	141.5	151.9	138.6	127.4	128.5	158.3	154.0	132.7
" 2月	132.7	125.4	215.3	140.6	152.2	141.4	130.7	129.3	157.2	154.8	135.1

1959年 3月	128.8	137.0	215.3	138.6	152.2	140.9	126.7	143.9	153.9	154.8	134.5
" 4月	127.7	136.9	215.3	144.2	151.7	140.5	122.9	143.9	162.5	153.2	132.4
" 5月	131.1	137.6	215.3	144.7	151.6	142.5	121.6	143.9	164.0	152.9	131.5
" 6月	134.1	137.7	215.3	142.4	151.6	143.9	123.8	143.9	160.7	152.9	132.7
" 7月	137.4	137.8	215.3	140.4	151.3	145.5	123.9	143.9	157.5	152.1	132.5
" 8月	145.8	137.2	215.3	141.0	151.2	150.0	126.4	144.6	159.9	151.9	134.5
" 9月	140.9	140.6	215.3	141.5	150.8	147.8	127.6	145.8	160.7	150.9	135.5
" 10月	130.5	142.5	215.3	142.4	150.9	142.6	122.7	146.2	162.1	151.3	132.4
" 11月	132.0	147.2	215.3	144.0	151.2	144.2	120.4	146.2	164.1	151.9	130.9
" 12月	128.2	143.5	215.3	142.4	150.8	141.4	120.0	146.2	162.1	150.9	130.3

(出所 国立銀行統計)

(5) 農 業

ベトナムにおける農業人口は約925万人で総人口の約85%を占めている。右の農業人口のうち米作従事農民は500万ないし600万と推定せられる。南ベトナムが農業国といわれる所以である。

しかし農耕法は未だ原始的で人力または獣力によるものである。

米以外の農産物としては玉蜀黍、砂糖、マニホット、いんげん豆等がある。

(イ) 米

ゴムにつぐ輸出の大宗でもある米はメコン河のデルタ地帯が主要産地で戦前は約400万トンの生産高を示したが、戦後は内戦のため激減し1954~55年度には、わずか270万トンに過ぎなかった。

ベトナム政府は耕地の拡大および生産増進のために、経済開発5カ年計画(後述)にしたがい、既に1956年より本格的に農地改革が推進されており、第1段階として1955年から地主、小作人関係の法的規制が行われたのに引き続き、第2段階として1956年10月22日付大統領令によって100ヘクタール以上の稻田所有者からの土地買収、小作人への分割売渡が決定され、漸次実現されつつあり、この農地改革にともない生産高も回復し1956~57年度には320万トンの生産を示し、戦後はじめて19万トンが輸出された。

1957~58年度は中部ベトナムが旱魃に見舞れたため耕作面積が前年より増加しているにも拘らず生産高はやや減少した。58~59年度は空前の豊作に恵まれ400万トンの収穫が見込まれている。

1954~55年度以降の生産状況

年度	1954~55年	1955~56年	1956~57年	1957~58年	1958~59年
耕作面積 (千ヘクタール)	2,179 (千トン)	2,625	2,693	2,719	2,926
生産高 (千トン)	2,767	3,514	3,168	3,191	4,000 (推定)

(出所 国立銀行統計)

(ロ) ゴ ム

輸出の大宗品であるため、ゴムの生産は(戦後の内戦で必然的に生産の激減をきたしたが)南ベトナム経済の中で非常に大きな位置を占め、約5万人の労働者がゴム関係の生産事業に従事している。栽培地面積は数年来殆んど増えておらず、一方ゴム樹が老朽化しているため早急な対策を必要として経済開発5カ年計画でも「既存ゴム園の拡大」と「新ゴム園の開拓」に政府資金貸出の重点をおく等生産増強に努力が重ねられてきた結果、生産高は毎年上昇し1952年には、わずか4万6,000トンであったが1958年には6万2,000トンと著増を示している。

1951年以降の作付面積及び生産高の推移

単位	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年 (1~11)
耕作面積 (千ヘクタール)	63.1	62.9	62.9	64.3	68.1
生産高 (千トン)	53.8	59.4	59.4	62.7	50.1
輸 出 (千トン)	61.8	63.6	75.2	68.7	64.7

(出所 国立銀行統計)

(ハ) その他の農産物

その他の農産物としては、とうもろこし、砂糖きび、甘蔗、マニホット、果実、綿花、ジュート、煙草等があり、綿花、ジュート、煙草、とうもろこし等が輸出されている。

とうもろこしは、主に北ベトナムにおいて、栽培が盛んに行なわれていたが、戦後は南ベトナムにおいてもメコン河流域で栽培されるようになった。

前述のように全人口の大部分が農民である南ベトナムでは、農地改革、技術指導、経営合理化等の諸施策が成功した結果、1955年に比較して農産物の生産高は次表のように非常な増加を示した。

	1955年	1957年	1958年
とうもろこし	6,380	17,561	30,894
砂糖	500,000	869,890	952,958
甘蔗	—	139,705	154,925
マンホット	66,500	139,950	171,312
野菜	—	146,185	166,120
いんげん豆	930	1,356	7,702
果実	—	182,787	213,204

(出所 国立銀行統計)

(6) 漁業

主要漁場はトンキン湾、シヤム湾ならびに中部ヴェトナム沿岸であり、また、漁法は依然原始的漁法がとられている。漁民は約30万を数え漁獲高は淡水魚を含め年間約15万~20万トンでこのうち70%は海水魚である。

ヴェトナムでは漁獲高の増加に努めているので1954年には25万トンの漁獲高があったがその後年々増加の傾向を示している。

しかし国内需要60万トンを満たすには到らないので乾魚、ほし蝦等を輸入しており、政府5カ年計画においても漁獲高の増加を企図しているが製氷能力の低いこと、貯蔵冷蔵設備の不備がこれを阻害している。

(7) 林業

森林面積は約1,350万ヘクタールで、国土の3分の1以上に達する。樹木の種類は多種類にわたり、ヴェトナムの重要天然資源の1つで開発資源としては有望であるが、現在のところ木材工業が未発達なのでベニヤ板等は輸入に依存しており、ヴェトナム産業における重要度は低い。

年別	1955年	1956年	1957年	1958年
木工材 (千立方米)	418	555	478	366
薪 (千ステール)	503	785	640	619
木炭 (千トン)	29	44	58	58

(出所 国立銀行統計)

(8) 工業

元来農業国である南ヴェトナムには、過去のフランスの植民政策も原因して殆んどみるべき工業がなく、精米、製塩、醸造、精糖のような農産物加工業等がみられた程度でこのうちでも食品工業が大きな比重を占めている。最近においては経済開発5カ年計画のもとに工業化を促進せんとしている。その第一歩として1957年11月、政府により新工業の創設援助および既存工業にたいする財政的技術的援助を行なう目的をもって、工業開発センターが設立された。

(i) 精米業

中心地はショロン(Cholon)で、精米所は173を数え、1日の精米能力は9,000トンといわれている。華僑経営のものが多く機械の大部分はドイツ製である。

(ii) 醸造業

アルコール製造はインドシナにおける重要な産業で、1938年度には全インドシナで43万ヘクトリットルの生産高を示していた。戦後は1949年に6万7,000ヘクトリットルより1956年には10万8,000ヘクトリットルに達した。

また、ビール工業は比較的発達しており、年産約50万ヘクトリットルを産し国内消費の外カンボディア、ラオスにも輸出している。

(iii) 製塩

ヴェトナムにおける製塩は当国が長い海岸線を有することから有力な産業である。

南ヴェトナムの製塩はファンラン(Phanrang)、ファンティエット(Phant-hiet)、バリア(Baria)その他の地区で盛んに行なわれており、全生産量の60%を産する。1938年当時の生産高は18万トンに達したが、内戦により52年度14万3,000トン、53、54年度はそれぞれ約10万トンに下降し1956年度では塩の価格騰貴により輸出が抑えられたことに原因して遂に約6万トンまで落ちたが、1957年度では約8万トンまで回復した。

(iv) 精糖

1941年には2万トン以上となり自給自足の可能も近いとみられた砂糖の生





産は内戦で激減し、1946年は53トンに落ちたが、漸次回復の努力が払われた結果、生産は上昇し1958年には粗糖、白糖の生産量は2万5,000トンに達したが、国内消費をみだすに足らず、大部分を輸入糖に仰いでいる。

精糖工場の最も重要なものはサイゴンに近いヒエブ・ホア (Hiep Hoa) にあるヴィエトナム精糖会社 (58年1月南ヴィエトナム政府とヒエブ・ホア精糖会社の合資により設立、資本金 3,500 万ピアートル) の工場 (溶糖能力年 7,000 トン) および同社カン・ホイ (Khanh-Hoi) 工場 (溶糖能力年 20,000—30,000 トン) であり、このほかクワン・ガイ (Quang Ngai) にも精糖工場があり、今後設立計画中の工場も 2, 3 ある。

(ウ) 化学工業

化学工業にはいまだみるべきものはないが、主な産品としては酸素、アセチリン、炭酸ガス、マッチ等があるが生産高は極めて少ない。

主要工業製品の生産状況

品目	区分	単位	1956年	1957年	1958年
(食品工業)					
塩		トン	59,795	79,830	60,966
アルコール		千ヘクトリットル	109	93	84
ビール		千ヘクトリットル	509	539	533
炭酸飲料		トン	232	283	280
氷		トン	119,374	100,554	85,008
粗糖		トン	11,799	13,775	20,697
白糖		トン	1,981	1,111	4,909
煙草		トン	5,611	4,350	3,150
(化学工業)					
酸		千立方米	437	450	532
アセチリン		千立方米	122	106	108
炭酸ガス		トン	117	129	112
マッチ		千箱	47,933	38,048	34,858

(出所 国立銀行統計)

(ク) 電力

ヴィエトナムの電力生産は、毎年増加しており、1954年には180百万KWHであったが、1958年には239百万KWHと増加を示した。

(ク) 紡績工業

繊維工業は家内工業を中心として行なわれてきたが、国内消費を賄い切れず多量の輸入を行ってきた。しかし最近では5カ年計画のもとに、国内需要の充足を目指して発展策が講じられている。すなわち、58年1月には半官半民のヴィエトナム紡績会社が設立され、同年5月には中国資本によるヴィエトナム繊維会社が設立された。前者は紡機10,600錠を有し、年産1,130トンの織糸(国内需要の6分の1)、100トンの縫糸(国内需要の全量)の生産能力を有している。後者は紡機2万錠、織機400台を有している。両社が新增設を完成すれば、両社製品をもって国内需要の3分2のを充すことになるとみられている。

なお、カン・ホイ (Khanh-Hoi) には1953年に建設されたジュート袋製造工場があり、現在では南ヴィエトナムのジュート袋需要を充たしている。また、最近ロン・スエン (Long Xuyen) にジュート試験場が設けられ、1961年までに4,000トンのジュート繊維(ジュート繊維年間需要量は15,000—20,000トン)を生産できるものと期待されている。

(ケ) ミシン

1957年、輸入機械部品に南ヴィエトナム産の台を組み合わせる組立工場が完成し、政府は同工場の発展を助成するため、ミシン台の輸入を禁止した。

(コ) その他

その他5カ年計画で検討中のものとしては、製紙、アルミニウム家庭用品製造、精油、ゴム製品(とくにタイヤ、チューブ)、農業機械、陶器、植物油、製茶等の各方面にわたる工場建設がある。

(カ) 鉱業

南ヴィエトナムの鉱産物は硅砂、粘土、玄武岩を除けば石炭があるのみであるが、石炭は1956年以来長らく放置されていたノン・ソン (Non Son) 炭鉱の探検が再開され、同年の生産量は2,000トンであったのが、1957年には10,928トンに上った。目下のところ年産10万トンを目指して生産拡張が進められている模様であるが、埋蔵量はせいぜい300万トンにすぎないようである。

(4) 商 業

商取引の中心はサイゴン (Saigon) 市で、対外貿易の輸出入品のほとんど全部がサイゴン港を通じている。

商権は従来一部フランス人を除いてほとんど華僑の手に握られていた。殊にヴェトナムの重要農産物たる米の集収、輸出には絶対的な勢力を占めており、また金融面においてもヴェトナム人、殊に米作農民を支配しつづけてきたが、1956年9月7日南ヴェトナム政府が、主として華僑の追放を目的とする商業国民化法を公布するに及び、前記華僑勢力は重大な脅威をうけるにいたった。(後記華僑の項参照)

(4) 貿 易

(イ) 一 般 事 情

南ヴェトナムの貿易は農産物および原材料を輸出し、これにより工業製品を輸入して国内消費を賄うという農業国の形態を如実に示している。

農産物を中心とする当国の貿易はその生産状況による影響が大きく、戦後の内戦は必然的に農産物生産量の低下をもたらし、貿易面においても1947年以降入超に転じ以来大巾な入超を続けており、この龐大な赤字は主としてアメリカをはじめ外国経済援助によって補われている。輸出品の大宗はゴムでその輸出総額中は占める率は極めて大きく60%に達している。

またゴムのつきには米および副産物で総額中約25%を占めている。

南ヴェトナムの主な輸出先はフランスとその海外領土で、輸出総額中の60%を占めており、フランス向けの輸出を品目別にみるとゴムが圧倒的に多く輸出総額中の70%となっている。

輸入では繊維製品、食料および飲料がそれぞれ輸入総額の20%を占めている。ヴェトナムにたいする主な供給国はフランスおよび海外領土とアメリカでそれぞれ25%となっている。

1959年中の貿易収支をみると、輸出は26億2,600万ピアストルにたいし輸

入は78億6,000万ピアストルで依然入超の状態は脱し得ないにしても前年に比較すれば輸出は6億9,500万ピアストルの増加、輸入は2億6,500万ピアストルの減少を示し貿易条件は若干の改善を見せている。

1955年以降貿易バランス (単位 百万ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
輸 出	2,415	1,579	2,781	1,914	2,627
輸 入	9,213	7,618	10,098	8,125	7,860
ベ ラ ンス	(-) 6,797	(-) 6,038	(-) 7,317	(-) 6,211	(-) 5,233

(出所 国立銀行統計)

(a) 輸 出

ヴェトナムにおける輸出品の大宗はゴムで毎年輸出総額中70%を占めており、これについては米および副産物となっており、主な輸出先はフランスおよび海外領土が大部分を占めている。

その他の品目としては桂皮、家鴨の羽、茶、鮮魚、野菜、手工芸品等が挙げられ、桂皮と手工芸品は最近アメリカにおいて非常に需要が高まっている。

また、家鴨の羽はとくにフランスと西ドイツ向けに輸出されており、鮮魚、野菜は近隣諸国に供給されている。

1959年中の輸出が前年に比べ伸張を示したのは豊作に恵まれ米および副産物の輸出が改善されたことと、新たに鮮魚、野菜、木炭等の輸出が行なわれたことによるものである。

ゴムは輸出総額中60%を占め、主要輸出品の首位にあり、16億4,200万ピアストルに達し、フランス、西ドイツ向け輸出され、アメリカは総量の13%を輸入したに過ぎない。

米および副産物は主にフランスとその海外領土、シンガポール、インドネシアに輸出されその総額は8億1,800万ピアストルに上った。

その他の品目としては家鴨の羽が1,300万ピアストルで、フランス、西ドイツと香港に、また桂皮が2,800万ピアストルでアメリカにそれぞれ輸出されている。

1955年以降の主要国別および品目別輸出状況、ゴムと米の主要輸出先を示す

主要国別輸出状況 (単位 百万ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年 (1~11月)
フランス及び海外領土	907	992	1,782	1,058	913
米 国	566	279	386	179	201
カンボディア	336	60	114	72	4
日本	56	10	136	21	53
香港	96	28	23	29	169
マレー	173	—	84	214	—
その他	281	210	256	341	809
計	2,415	1,579	2,781	1,914	2,149

主要品目別輸出状況 (単位 百万ピアストル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
ゴム及び製品	1,405	1,317	1,190	1,228	1,642
米及び副産物	315	15	711	471	818
その他	695	189	380	215	167
計	2,415	1,579	2,781	1,914	2,627

ゴム輸出状況

年 別 区 分	1957年		1958年	
	輸出量 (トン)	金額 (百万ピアストル)	輸出量 (トン)	金額 (百万ピアストル)
フランス及び海外領土	55,433	1,288	54,112	988
米 国	16,687	359	8,177	157
その他の	3,830	59	5,224	83
計	75,950	1,707	67,513	1,228

米輸出状況

年 別 区 分	1957年		1958年	
	輸出量 (トン)	金額 (百万ピアストル)	輸出量 (トン)	金額 (百万ピアストル)
パキスタン	19,998	68	—	—
日 本	20,298	80	—	—
フランス及び海外領土	116,318	440	5,258	30
香 港	200	0.7	3,319	13
マレー	14,420	56	44,013	184
インドネシア	250	0.9	28,413	117
フィリピン	15,444	61	30,214	122
その他の	5,743	25	5,894	22
計	192,671	730	117,111	488

(出所 国立銀行統計)

とつぎのとおりである。

(b) 輸 入

輸入品の大宗は繊維品であり、食料および飲料との2者で輸入総額中約20%を占めており、綿布が圧倒的に多い。また繊維品のうちその60%を日本が供給している。

繊維品について2位を占める食料及び飲料は、主に酪農品で、非金属鉱物は石油、セメント、また金属および金属製品では車輛等がある。

主要供給国はフランスおよび海外領土であったが、最近の傾向としてフランスからの輸入が減少している一方ドル、ポンド圏よりの輸入が増加している。

1959年中の輸入が前年に比べ2億6,500万ピアストルの減少を示したのは主に当国における輸入の大宗である繊維品が1958年4月に実施された繊維製品の輸入制限が引続き1959年中も行なわれた結果、12億6000万ピアストルで依然多額であるが、前年より4億400万ピアストルと約25%の減少となった。

一方、非金属鉱物と金属および製品がそれぞれ前年より30%の増加を示したためである。非金属鉱物は主として石油、セメントおよび建築資材で9億9700万ピアストル、化学製品では化学肥料が大部分で8億2800万ピアストル、金属製品では運輸機材が5400万ピアストル機械類6億2200万ピアストルとなっている。

以上のように1959年中の輸入品はその大部分が原材料および肥料等からなっているため、輸入量としては前年の125万トン若干上廻り142万トンとなっている。

主要国別輸入状況 (単位 百万ピアストル)

年 別 国 名	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
フランス及び海外領土	4,829	1,823	2,973	2,137	1,523
米 国	1,110	2,088	2,160	1,919	2,047
日 本	1,227	1,859	2,973	1,575	1,668
インドネシア	361	395	540	507	548
西 ド イ ツ	—	318	625	459	461
その他の	1,685	1,135	925	1,528	1,613
計	9,212	7,618	10,098	8,125	7,880

主要品目別輸入状況 (単位 百万ピアストル)

品目	年別				
	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
繊維製品	1,711	1,596	1,970	1,664	1,260
食料及飲料	1,630	1,228	1,213	937	926
非金属鉱物	545	623	732	786	997
金属製品	886	498	1,126	876	1,168
化学製品	614	665	977	619	828
車輻	798	483	822	736	654
その他	3,028	2,525	3,258	3,293	2,027
計	9,212	7,618	10,098	8,125	7,860

1955年以降の主要品目別輸入状況は次表のとおりである。  
 以上のように、南ヴェトナムの輸出入ともにフランスがその総額中に占める率が大いなのは今なお80年来フランス統治時代を通じて両国間の経済的関係の強さを物語っているといえる。しかし、南ヴェトナムの経済的独立が進むにつれ南ヴェトナムにおけるフランス勢力は退潮を示している。とくに最近の傾向としてフラン圏との貿易額の減少はこの間の事情を物語っている。1957年末におけるフランの20%切下げにつづく1958年末の17.55%の切下げにより、ヴェトナム保有外貨中約50%を占めるフランの価値が37.5%減少したため、ヴェトナム政府はこれを不満とし58年12月29日第2回切下げより59年1月1日のピアストルの新交換レートの発表までフランの為替設定およびフランによる金融商業取引を中止し、また、居住者フランの買入を一切停止したのでフランスにたいする輸出は激減した一方政府は輸入計画に基づくフランスからの輸入にたいしてもライセンスの発給を中止したためフランスとヴェトナム間の貿易は一時癱瘓状態に陥った。

この事態を解決するため59年4月8日からサイゴンでフランス・ヴェトナム間に金融経済交渉が行われ同月27日支払通貨は交換可能フランとする。ただし新決定が行なわれるまでの過渡的措置としてヴェトナムよりフラン圏にたいする支払いは居住者フランのみをもって行なわれることに取極められたが、過去のフランについては依然未解決である。

1954年以降の通貨別輸入状況は次表のとおりである。

通貨別輸入状況 (単位 百万ピアストル)

	1954年		1955年		1956年		1957年		1958年		1959年 (1~11月)	
	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%
フラン通貨	8,632	76.4	8,829	52.1	8,869	24.5	2,974	29.5	2,137	261.3	19	
その他の 通貨	2,798	24.4	3,833	48.5	5,748	75.5	7,129	70.5	5,988	745.4	81	

通貨別輸出状況 (単位 百万ピアストル)

	1954年		1955年		1956年		1957年		1958年		1959年 (1~11月)	
	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%	金額	総額に 対する%
フラン通貨	8,632	34.9	908	38.1	1,067	67.5	1,810	64.2	1,058	55.9	913	42
その他の 通貨	2,798	66.1	5,072	62	512	32.5	1,009	35.8	856	45.1	2,366	58

(出所 国立銀行統計)

(ロ) 対日貿易事情

日本とヴェトナム間の貿易の決済は1955年末まで、1946年6月9日に締結された日・仏連合貿易協定の枠内で行なわれてきたが、1957年1月1日新たな日仏現金支払協定が発効したので、日本と南ヴェトナムとの間の決済は暫定的にドル現金決済によることとなった。

わが国の対南ヴェトナム輸出の大部分はアメリカICA援助資金によるもので、その輸出総額に占める率は1956年においては99%、1957年には97%、1958年90%、1959年、90%と高率を示しており、貿易バランスはICA資金による輸出を含めないと、わが方の出超は余り大きくないが、ICA資金による輸出を含めると、1957年には約15対1、58年約26対1、1959年には約21対1で、わが方の大巾な出超となっている。

わが国からのヴェトナムにたいする主要輸出品目は、繊維製品で当国にたいする通常輸出およびICA輸出の総額中それぞれ50%を占めており、従来ヴェトナムにおける繊維製品の輸入総量の60%を供給して来たが、1958年4月に行なわれた繊維製品の輸入制限措置が59年にさらに強化され、当国の繊維製品の輸入計画が削減されたので当然わが国からの輸出量も減少した。

繊維製品については、非金属鉱物が第2位で主にセメントであり、大部分が

ICA資金により輸出されている。

この外に化学製品があり、その大部分が化学肥料で主としてICA資金による輸出である。

輸入では金属および金属製品が主要品目でとくに鉄鋼くずの輸入が行なわれている。

これについて穀類食料および類似原料があり、米、とうもろこし、胡麻種子がその主な品目である。

また非金属鉱物としては塩が大部分を占めている。

1956年以降の貿易実績は次表の通りである。

	1956年	1957年	1958年	1959年
(輸出)				
ドル { I C A	55,849	56,479	39,135	南 40,013
通 常	173	1,269	2,804	{ 南北 1,566 南 2,037 北 182
ボ ン ド	104	600	1,585	{ 南北 1,347 南 227 北 2,184
フランス・フラン	—	3	2	—
O/A	281	98	—	—
輸 出 計	56,407	58,449	43,526	47,556
(輸入)				
ド ル	—	3,336	745	{ 南北 409 南 1,598 北 37
ボ ン ド	126	4,254	5,333	{ 南北 2,472 南 73 北 3,126
フランス・フラン	—	380	—	—
O/A	58	—	—	—
輸 入 計	184	7,970	6,078	7,715
バ ラ ン ス	(+) 56,223	(+) 50,479	(+) 37,448	(+) 39,841

(出所 日本銀行為替統計)

従来ベトナムの統計は南北両ベトナムが一括計上されていたが、1959年6月以降南北別に計上されることになった。

対南ベトナムだけの貿易バランスをみると、北ベトナムとの貿易の

大部分がボンド決済であることから、59年6月以前の統計についてはこれを差引いたものが対南ベトナムのみの貿易額とみることができる。1957年には234万6000ドルの入超で、58年には206万1000ドル、59年には175万ドルとそれぞれわが方の出超となっている。これにICA資金による輸出を含めると57年には5413万3000ドル、58年は4119万6000ドル、59年は4384万3000ドルのそれぞれわが方の大巾な出超を示すことになる。

1956年以降の主要品目別対ベトナム貿易実績は次表のとおりである。

	1956年	1957年	1958年	1959年
食 料 及 飲 料	159	58	857	{ 南北 381 南 433 北 1
織物及繊維製品	106	—	514	{ 南北 963 南 430 北 871
木材及木製品	11	14	27	{ 南北 41 南 88 北 —
動物及植物産品	5	4	292	{ 南北 14 南 139 北 —
油 脂 蠟	—	—	2	{ 南北 — 南 2 北 —
化 学 製 品	51	34	641	{ 南北 641 南 110 北 67
金属及金属製品	179	36	789	{ 南北 186 南 185 北 1,330
非金属鉱物及製品	30	10	454	{ 南北 164 南 123 北 35
機 械	289	953	274	{ 南北 369 南 399 北 51
雑	41	172	532	{ 南北 148 南 348 北 4
合 計	558	1,970	4,391	{ 南北 2,913 南 2,264 北 2,366

(出所 日本銀行為替統計)

ベトナムよりの主要品目別輸入状況

(単位 千ドル)

	1956年	1957年	1958年	1959年
穀類食糧及類似原料	—	1,871	309	南北 148 南 415 北 365
繊維及織物原料	—	0	—	南北 — 南 — 北 —
木材パルプ及紙	—	—	—	南北 — 南 — 北 —
動植物産品	—	103	104	南北 143 南 551 北 4
石油、油脂、蠟	—	—	—	南北 9 南 31 北 —
化学原料及同製品	—	—	—	南北 2 南 — 北 —
金属及金属鉱物	—	1,713	648	南北 72 南 504 北 —
非金属鉱物及石炭	184	4,235	4,957	南北 2,431 南 147 北 2,784
機械及書籍	—	—	—	南北 — 南 — 北 —
医薬品	—	—	—	南北 — 南 — 北 —
雑	—	46	—	南北 72 南 17 北 7
合計	184	7,969	6,077	南北 2,881 南 1,671 北 3,163

(出所 日本銀行為替統計)

わが国と南ベトナムの間には現在貿易および通商に関して何らの協定もなく、本件の協定締結方の申入れにたいし、ベトナム側は賠償問題と同時に解決すべきものと主張してきた。

1959年5月13日前記賠償協定は調印され、同時に「できうる限り速かに通商航海条約を締結するため交渉を開始する」旨の共同宣言が行われた。

### 9. 北ベトナムの財政・経済

ベトナムは54年7月20日のジュネーブ休戦協定でほぼ北緯17度の線で南北に分割されたが、南北ベトナムの経済上の差異を述べればつぎのとおりである。工業の面ではセメント、ガラス、綿紡織などの工場は北部のハイフォン (Haiphong)、ナムディン (Nam Dinh) などにあり、南部にはタバコ、製紙、精米、ビール、酒類など軽工業が発達している。鉱業は北部が圧倒的に盛んで、ホンゲイ石炭はハイフォン東北に集中し、南部にはみれば産物がない。南部の発電、鉄道などはホンゲイ (Hongay) 炭を使用していたので、分割後は燃料の入手が問題となっている。南部には若干の塩はあるが、その他の亜鉛、錫、タングステン、マンガン、アンチモニー、燐鉱石などの地下資源はほとんど北部山地に埋蔵されている。しかし、南部にはゴム、米、とうもろこしなどの有力輸出品を有している。

北ベトナムは分割後、直ちに戦争によって打撃を受けた経済の回復に着手し、北ベトナム経済の基盤である農業生産の回復のための土地改革と工業生産の回復に努力を傾け、着実に成果を挙げて目ざましい経済復興振りを示しており、1957年末までにこれらの事業は基本的に完了した模様で、58年には60年にわたる3カ年長期経済計画 (長期経済計画の項参照) を作成し、後進的な農業経済をもとにした封建的な、また植民地国家であった北ベトナムを先進的な農業と完全な社会主義経済の上になつた工業国家に転ぜしめるために、社会主義的な工業化と機構の転換を実現せんとしている。

#### (1) 予 算

北ベトナム成立以来、当国の歳出の赤字はほとんど財政部の発券により補ってきたが、1951年国立銀行の創立と同時に発券権は国立銀行に移り、予算の均衡化に努力が払われた結果次第に効果をおさめ物価も安定を示した。

北ベトナムの会計年度は1月から12月までで1959年度予算を58年度

予算と比較すればつぎのとおりである。

	前年比
1. 歳入	
歳入総額 11億 6,000万ドン	27.5%増
財政収入 7億 9,200万ドン (工業部門)	19.4%増 46.0%増
2. 歳出	
歳出総額 11億 6,000万ドン	29.9%増
経済建設費 6億 6,700万ドン (歳出総額の57.5%) (工業部門)	34.1%増 91.5%増
(農林業, 水利事業)	22.9%増
(交通・郵電部門)	38.5%増
文化・教育・保健事業費 1億 1,900万ドン (歳出総額の10.3%)	15.9%増
国防費 2億 100万ドン (歳出総額の17.3%)	2.1%減

(2) 金融

(イ) 銀行制度

1945年以來農業および手工業の金融には財政部に属する。生産信用公庫が担当してきたが、1951年ベトナム国立銀行が創立された。

国立銀行は北ベトナムにおける唯一の銀行で、その業務としては銀行券の発行、国庫管理、現金管理（政府機関および国営の機関では通常の支払に必要とする一部の現金以外はすべて銀行に納入させる制度をとっている）および外国為替業務が主なものである。

(ロ) 幣制

国立銀行の創立と同時に銀行券が発行され、新券1ドンにたいし、財政部発行の旧券10ドンの比率を定めて同時に流通させたが1955年にたいし銀行券1本に統一した。さらに1959年3月1日、デノミネーションを行ない前記銀行券1,000ドンをもって新たに1ドンとした。

(ハ) 為替

1959年5月現在における国立銀行券の対外相場は、対米1ドルは3.8ドン、ポンドにたいしては9.9ドン、フランス・フランにたいしては0.01ドン、また1ルーブルは0.75ドンとなっている。

(3) 物価・賃金

最近（60年4月）北ベトナムから帰国した人の談話によると同地の物価はつぎのとおりである。

	ドン・ヌウ	邦貨円
1. 物 価		
米 1キロ	38	38
鶏玉子 1個	10	10
洗濯石鹼 1キロ	70	70
マッチ(小箱10個)	68	68
白布 1メートル (現地製・切符制配給値段)	2.70	270
Yシャツ	10.00	1,000
脊広洋服 (外国製布地使用)	500.00	50,000
自転車 (現地製)	160.00	16,000
2. 賃 金		
肉体労働者		
上 級 120ドン	} その他、現物給与として月18キロが配給される。	
中 級 80ドン		
下 級 60ドン		
教師、医師、技術者		
上 級 190ドン		
中 級 160ドン		

(4) 農 業

農業は当国の豊富な産物について重要性が高く、農産物としては米、とうもろこし、甘薯、タピオカ、豆類等である。

政府は1953年12月から56年7月までの間全国的な農地改革を行ない漸時封建的地主制度を改廃していった。

この農地改革で新たに1,070万人の農民に土地が分配され、農民1人当りの平均土地所有面積は1,200平方メートルになった。

また農民の組織化をはかり互助組合作社等が多数設けられた。

以上のように政府の生産増強策による米をはじめ農産物の増産は手工業発展の基礎を作り、民生安定の要素となっている。

1955年を100とする農業生産量指数はつぎのとおりである。

1955年	100
1957年	120
1959年	153

(イ) 米

米はハノイを中心とする北部平野地帯と中部沿岸の平野地帯から産出され、その耕作面積は約230万ヘクタール。生産量も政府の増産政策によって増加し、フランス統治時代にはベトナム北部地域では年間250万トン前後の生産で国内需要を賄えずベトナム南部地域からの輸入米に依存していたが、1957年には耕作面積224万4千ヘクタールで3947千トンの生産高を示し国内需要を充足し、むしろ15万トンを輸出している。

1455年以降の生産高

年次	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
生産高	(千トン) 3,604	4,132	4,101	4,574	5,200

(ロ) とうもろこし

北ベトナムではフランス統治時代から米の不足を補うため、とうもろこしの栽培が盛んに行なわれてきた。生産量も毎年増加しており、生産高も1955年の18万7,000トンから59年には22万8,000トンに増大している。

1955年以降の生産高

年次	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
耕作面積	(千ヘクタール) 154	209	174	—	—
生産高	(千トン) 187	259	191	191	228

(ハ) その他の農産物

米、とうもろこし以外の農産物としては、大豆、落花生、ごま、棉花、甘蔗等があり、その他フルーツ、フークイ、タイゲン地区のコーヒーは品質も良く、またフルーツのうるし、中部と南部の茶も知られている。

(単位 トン)

	1956年	1957年	1958年	1959年
大豆	7,600	6,800	—	—
落花生	18,000	23,200	—	—
ごま	1,700	1,300	—	—
棉花	5,700	5,600	5,556	6,190
甘蔗	16,800	286,100	424,000	717,630
黄麻	434	4,093	6,310	7,700
茶	2,300	2,600	—	—

(ニ) 林業

北ベトナムは国土の60%が森林地帯で、木材は量と種類に恵まれており、百余種にわたる木材は河川によって運ばれ海外にも輸出されている。

(ホ) 漁業

沿岸漁業は北ベトナム湾一帯から南部沿岸にいたるもので漁業は盛んである。

とくにベトナム湾の海産資源は非常に有望で、年間100万トン近い漁獲高があり、中部沿岸付近も年間20万トンの漁獲と言われ「ニョクマン」の生産として有名である。

(5) 工業・手工業

北ベトナムは天然資源にも恵まれ、工業化へのあらゆる条件を備えているが、フランス統治時代における工業施設は極めて些細なもので、この時期において工業の基礎をつくることは食糧問題の解決とともに重要な問題であった。しかし、分割後57年までの間に各部門にわたる48の国営工業が興され、さらに9カ所の施設が拡張され、また、フランスの残した10工場と戦争中に作った18工場を再建し、ソ連、中国、チェコ等の援助により電力、セメント、繊維、肥料、機械等100以上の工場を建設した。

3カ年計画においては、さらに織物・紡績・製米・製糖・煙草製造・製鋼・機械製作・汽車製造等の各種工場の建設が計画されている。



(イ) 工業 生産量指数

1956年	100
1957年	146
1959年	359

(ロ) 工業・手工業総生産量にたいする国営工業生産量の占める割合および国営工業生産量指数

1955年	11.26%	1956年	100%
1956年	35.41%	1957年	146%
1957年	38.56%	1959年	358%

(ハ) 工員数

1937年	160,000
1957年	435,262

(ニ) 1955—57年私営資本工業の回復・増加状況

事業数	3,811
労働者数	38,000

現在、生産拡大にたくに力を入れているのは電力、化学肥料、セメント等で1955年以降の生産量はつぎのとおりである。

	1955年	1956年	1957年	1958年
電力	(千キロワット) 52,976	94,000	118,000	208,000
セメント	(千トン) 8.5	197	165	400,000
化学肥料	(千トン) 6.4	34	23	51
綿布	(千メートル) 8,783	—	—	83,000

(ホ) 鉱業

北ベトナムの鉱産資源は非常に豊富で当国経済の主要な部分を占めている。

鉱産資源の主なものは無煙炭、燐灰石、クローム、亜鉛鉄銅石、錫等とく

にホンゲー・クワンエン地区から産出される無煙炭は世界でも最高の品質と埋蔵量を有し石炭層は地表に近いなど有利な条件を備えており、フランス統治時代より開発されて、年間の出炭量は150万トンから200万トンといわれている。ホンゲー炭鉱の資材設備は、フランス軍のベトナム撤退のとき、向う15年間に100万トンの石炭を引渡す代償として破壊されずに残されたので、復旧と増産に努力した結果1957年には108万トンが生産され、3カ年計画の進展によって年間300万トンの出炭を目指している。

燐灰石はラオカイ省カムズオン地区の燐灰石鉱山が約1億トンの埋蔵量があり、品質も優秀で化学肥料原料として期待されている。

1956年以降、採掘、選鉱設備、労働者にたいする施設、道路、鉄道の建設が行なわれ、1960年中にはその産出量は40万トンに達するものと見られる。

鉄鉱石の鉄含有率は極めて高く良質な鉄石で、主要鉱山はタンゲイ、エンバイ、ラオカイ、タインホア、クワンエン等である。その中でもタンゲイ鉱山は鉄含有度の高い磁鉄鉱や赤鉄鉱が集中しており埋蔵量も多い。

主要産物の生産高 (単位 トン)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
無煙炭	887,000	912,000	1,088,000	1,500,000	2,500,000
燐灰石	—	23,500	65,900	—	—
クローム	—	1,200	3,700	—	—
錫	—	—	100	—	—

(ヘ) 商業

(イ) 売上総額指数

1955年	100
56年	198.2
57年	221.2

(ロ) 1957年部門別売上比率

国営商業 (国営販売所, 1,198社)	26.9%
購買組合 (購買合作社, 184カ所)	5.9%



国家資本	11.4%
私営資本	58.8%

(8) 貿易

(イ) 一般事情

インドシナ戦争中はフランス側の封鎖により、1951年までは諸外国と通商関係はできなかった。平和回復直後、北ベトナム政府は戦災を復旧し、国民経済建直しを目的で、外国貿易を發展させることを決定し、1954年末には生産増強のために、平等互恵の原則の下に社会主義諸国との間の経済関係を發展せしめるとともに、他の諸国との間にも貿易関係を設定し、輸出入の促進を計る政策が決定された。

この結果、北ベトナムと通商関係を維持する国は55年には中国、ソ連、チェコ、フランス、日本、香港の6カ国であったが、56年にはさらにポーランド、東ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニヤ、インド、西ドイツがこれに加わり13カ国に、57年にはさらに15カ国に増加した。最近では社会主義諸国のほかにスイス、イギリス、フランスなどの欧州諸国ならびに南米諸国とも貿易関係は拡がりつつある。

このうち北ベトナムと正式の通商協定を締結している国は12カ国である。

輸出品は従来主として米、とうもろこし、麻類等の農産物や石炭、鉄産物が大半を占めていたが、軽工業の發展にともないセメント、罐詰等が輸出されるようになった。

また輸出実績についてみると、1957年における輸出総額は、55年度に比べ約6倍に増加し、59年については正確な統計はないが1957年より3倍に達するものと見られている。

輸入品については、消費物資の国内増産に努め、その輸入を漸減させる方針をとっており、生産と建設に必要な資本財の輸入に重点が置かれている。実績をみると、57年には輸入総額中消費財が43%を占めていたが1960年には12%

に減少させることを目標にしている。

相手国別では、中共が取引額において共産諸国中第1位を占めており、56年度取引額は52年度（第1次貿易協定締結）の14倍に達しており、ソ連との取引額は58年度において55年度（通商貿易開始）の28倍に達している。

この国は貿易拡大のために、貿易機関の拡大、強化、輸送および港湾設備の増強と輸出品の品質向上に努力を払っている。

過去3年間における対外貿易の拡大は、国営工場および私企業の運営の円滑化に貢献するとともに、農産物の加工と手工業品および美術工芸品の組立等のような輸出品の生産増加のため数万の民衆に職を与え、かつ生活水準の向上に寄与している。

1958年以降は、国内復興が基本的に達成されたため、外国貿易の一層の發展、とくに農林産物および美術工芸品の輸出の増加に力を注ぐことになっている。

1955年以降の貿易指数の推移

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
輸 出	100	250	600	706	1,161(計画指数)
輸 入	100	258	298	—	—

各国別輸出入統計は未発表であるが、社会主義諸国と自由諸国との比率はつぎのとおりである。

年 別	輸 出		輸 入	
	社会主義諸国	自由諸国	社会主義諸国	自由諸国
1955年	91.45%	8.55%	96.83%	31.70%
1956年	89.15	10.85	86.95	13.05
1957年	70.50	29.50	82.70	17.30

輸出入品目別の金額は不明であるが、総額中に占める主要品目の比率はつぎの通りである。

年 別	輸 出		輸 入	
	工業製品	農林産物	資本財	消費財
1955年	28%	72%	—%	—%
1956年	58	42	40	60
1957年	45	55	57	43

(四) 対日貿易事情

日本は北ベトナムとは正式外交関係を樹立していないが、貿易はホンゲ-炭の輸入と関連して戦後も続けられてきた。

1945年ベトナム民主共和国が独立宣言してからも、ホンゲ-炭および鉱工業の生産手段はすべてフランスの手中にあり、ホンゲ-炭の輸入もフランスの経営するホンゲ-炭鉱開発会社との間で行なわれていた。その後1954年7月、ジュネ-ヴ協定が締結された後も引き続きホンゲ-炭の輸入が行なわれてきたが、これはフランスが北ベトナムよりの撤退に当ってホンゲ-炭鉱をはじめ港湾その他諸施設を破壊せず引渡す代償として、15年間にわたり100万トンのホンゲ-炭の無償提供をうけることを協定した。一方、内戦による荒廃した鉱山施設の復興や工業建設など経済再建は社会主義諸国の援助によって行なわれ、チェコはその代償としてホンゲ-炭を受け取っていた。このような事情でホンゲ-炭の輸入は、実質的にはフランスおよびチェコとの貿易であり、日本と北ベトナムとの直接の折衝は行なわれなかった。

1956年4月、はじめて日本の民間経済代表が北ベトナムに行き同国との間に片道150万ポンドの貿易協定を結び、さらに1958年3月には片道300万ポンドの第2次民間貿易協定が結ばれた。

また同国との決済は、1958年以降ドル地域ポンド決済という標準外決済が包括的に許可されていたが、59年1月に新たにポンド地域に変更され、イギリスポンドによる標準決済が行なわれるようになった。

北ベトナムからの輸入品目はホンゲ-炭が約90%を占めており、この外にとうもろこし、油脂原料が少量輸入されている。

また、日本からの輸出品としては、繊維製品が約50%で主位を占め、その他に鉄鋼製品、化学肥料等が輸出されている。

10. 長期経済計画

(1) ヴィエトナム共和国

(イ) 南北分割以前のベトナムは、経済開発6カ年計画を立て、(51-57年114億6,000万ピアストル)、51年2月これをコロポ・プラン諮問委員会に提出した。しかし本計画は南北分割のため棚上げとなり、南ベトナム政府は1954年末202億3,700万ピアストル、すなわち5億7,800万ドルの資金で復興2カ年計画をつくり、国内の産業復興と開発を実施することになった。本計画の予算の主な割当は、通信28%、公共施設26%、農業(畜産、林業、漁業および農地改革)12%、農林施設、住宅建設10%などで、南ベトナム政府は本計画所要資金の約70%をアメリカからの資金援助に期待し、残額はフランス援助および政府事業の支出で充当する予定になっていたが、全然実行に移されなかった。

(ロ) 一方南ベトナム政府はこの計画とは別箇に、農業開発2カ年計画(55-56年)をつくり、米、野菜、果実の増産、植替計画によるゴムの増産および流入した難民の余剰労働力利用を目的とした、メコン・デルタのトランス・バサック(Trans Bassac)地方にたいする難民定着計画は、北からの難民の失業問題解決に寄与し、この地方の米作増産をはかるといふ一石二鳥の効果を取めた。

1957年5月以降は、当初より本問題に当たっていた避難民委員会を解消し、これを統合した農業開発委員会を新設し、この委員会をして避難民による農業開発の促進を計らせている。

(ハ) 1955年10月に南ベトナムに到着した国連経済調査団は、経済開発について側面より勧告を行ない、同勧告にもとづき南ベトナム政府は1957

年初頭以来経済開発5カ年計画を作成し実行に移しているが、本計画によれば1957年に始まり61年に終る5カ年間に、国民所得を100億ピアストル増加し、56年推定額800億ピアストルを900億ピアストルとするものである。しかし計画の成否は、計画実施の期間中現在の年間30億ピアストルに達する外国援助がいかにか維持されるにかにかかっている。

この計画の重点はつぎの3つにおかれている。第1は農業である。それは農業人口の多いこと、また短期間に成果をあげられるからである。

第2は、工鉱業にたいする開発計画である。これも最も短期間に成果を挙げられるからで、農産物の加工、あるいは一般消費物資の製造、鉱業面ではノンソン炭鉱の開発と大理石、磷鉱石の採掘を目標としている。

第3に公共施設の完備が計画されている。これは旧設備の拡充と近代化をはかるもので、計画の内容はサイゴン、シヨロン、その他地方都市の水道、電気、電信電話施設の建設や、航空関係の設備、道路、橋梁、鉄道、港湾の整備建設と水力発電所の建設でダム電源開発もこれに含まれる。

最後に社会施設の改善を挙げており、教育施設の拡充、保健衛生改良、労資関係の改善を目的としている。

(イ) その他の注目される開発計画としては電源開発計画がある。南ヴェトナムにとって、エネルギー政策の確立は、工業化促進、自立経済樹立の不可欠の要件である。ところで、エネルギー源として、石炭は前述のように、埋蔵量、生産量共に少量であるうえに、化学工業向きの品質であるためほとんど問題にならない。そこで、エネルギー源としては専ら電力の開発が問題となる。南ヴェトナムの電力生産は1957年2億1,800万kwhであり、公称発電能力は75,100kwである。電源は火力が主であり、水力は4,000kw余りにすぎない。火力発電に使用する石炭、重油、ガス・オイルはすべて輸入されている。

電源開発についてはアメリカ、フランス、日本3国がこれを担当し、競合する関係になっているが、南ヴェトナム政府エネルギー政策の根幹となっているのは、日本工営の調査報告に基づくダム水力発電所建設である。

## (2) 北ヴェトナム

北ヴェトナムは1955年から57年までの3年間で、計画どおり完成された土地改革と経済復興の基礎の上に、さらに「経済開発改造および文化発展に関する3カ年計画」をたて1958年12月第9回国会で承認された。

この計画による目標は、農民手工業者等の個人経済と資本家の私営経済に対し、国営経済の拡充をはかり、社会主義的改造を完成することであり、とくにつぎの3点に重点が置かれている。

(イ) 食糧問題の解決を主要目的とする農業生産の発展および資本財の増加と同時に消費財生産の増加をも目的とする工業生産の発展。

(ロ) 社会主義政策に基づき、国家経済の強化を目的とする。個人または私的経済の国営経済への改造。

(ハ) 農業および工業生産の増強による、物質的文化的生活の向上。

以上の基本目的を達成することによって、農工業の総生産価格は、1960年には57年に比べ78%増加する。このうち農業生産の総高は73.6%増、工業、手工業生産の総額は86.4%増加することになっている。

また1960年における農工業総生産高の比率は農業64.7%、工業35.3%の割合でこの工業のうち近代工業が14.4%を占めることになる。

農業面では、農民にたいする農業協同組合または互助組織を作り、農業畜産技術と農具の改良、肥料購入に援助を与え、1960年には760万トンの穀物の生産をあげ、雑穀を含め1人当り600キロの食糧が確保される。

工業面では、国営工業を發展させ消費物資は1960年には57年に比べ132%増の総額6,080億ドンにのぼり国内需要の大部分を賄うものと見られている。

生産財も57年に比べ166.8%増加され3,280億ドンに達するものとされている。

とくに工業面での重点は、電源開発、鉱山の開発と復旧、肥料の増産等があげられ、電力は従来の4発電所のほか、新たに発電所を建設し1957年の生産

実績の220%増に当る271万 kwh となる。

この3カ年計画により、基本建設に投資される総額は14,830億ドンである。  
かくして、1960年までに北ヴェトナムの農民の生活水準は58年当初の中  
農の生活水準に匹敵するものになり、また労働者および公務員の平均賃金は  
1957年より27%増加することになっている。

## 11. 外国援助

### (1) ヴィエトナム共和国

#### (イ) フランスの経済援助

フランスはヴェトナムの経済的独立後も、フランスの経済援助機関として  
フランス経済技術援助使節団をおいており、これを通じて専門家の勧告、要員  
の訓練等とくに技術的な面での協力を行なっている。

フランスの南ヴェトナムにたいする援助額は、1955年に防衛補助金の支出  
が停止して以来微々たるものである。すなわち、1955-56年には、灌がい施  
設の修復、カンター(Can Tho)港の建設、避難民のリセツルメントのため180  
万ドルを与えたのみである。1957年7月には、農地改革のため、1億8,900万  
ピアストルの借款が行なわれたが、この中、400万ピアストルは農業機械の購  
入に当てられ、残りは農地改革により、土地を収用されるフランス人米作業  
者にたいする補償に当てられることになっている。

#### (ロ) アメリカの経済援助

アメリカは1954年まではフランスを通じ援助を行なっていたが、現在は直  
接援助を行なっており、現地にアメリカ海外機関(U・S・O・M)のアメ  
リカ経済援助使節団を置いている。

アメリカの南ヴェトナムにたいする経済援助は直接軍事援助と経済技術援  
助とがあり、経済援助はサイゴン、ビエンホア間道路建設、ならびにサイゴン  
大学医学センター設立等アメリカ海外機関がスポンサーするプロジェクト実現  
に必要な経費中の外貨支払分を供給するいわゆるプロジェクトによる援助と、  
主として商業輸入計画のもとに行なわれる消費財、資本財および原料輸入のた  
めの資金を供給するプロジェクトによらない援助とがあり、この外に専門家  
の派遣、技術養成設備の改善、技術面におけるアメリカ留学奨学金の供与等を行  
なう技術協力による援助がある。

非プロジェクト援助による輸入代金の支払は、アメリカのフランスにたいする余剰農産物の売上対価をフランでベトナム国立銀行に積立て、フラン圏からの輸入にのみ使用できる三角フラン、またはベトナムにドル現金で直接与えられる直接ドルとによって行なわれており、そのピアストル見返資金は政府の特別会計にデポジットされるものである。

現在ベトナムの輸入総額の90%がアメリカ援助により賄われ、その見返資金は国家財政の約50%を補っており、さらにアメリカ援助により輸入された商品の関税収入をも含めれば国家収入の約80%に相当するものである。

1955年アメリカ会計年度以降の援助内訳は次表のとおりで、大部分がプロジェクトによらない援助で、プロジェクト援助と技術協力援助を合わせても全体の2割程度である。

(単位 百万ドル)

米国会計年度	1955年	1956年	1957年	1958年
区分				
援助総額	318.7	204.8	261.4	183.8
(1) 経済援助	318.7	201.4	257.0	179.9
(a) 非プロジェクト援助	311.7	182.2	212.5	154.9
(b) プロジェクト援助	7.0	19.2	44.5	25.0
(2) 技術協力	—	3.4	4.4	4.2

(イ) オーストラリアの経済援助

オーストラリアは1954～55年に北ベトナムよりの難民救済のための農業灌がいと運輸通信設備用として3,000オーストラリアポンドの援助を供与した。

(2) 北ベトナム

北ベトナムは北朝鮮、モンゴル、アルバニアを除く共産圏8カ国からの経済援助を受けている。

ソ連、中共は55年より、他の諸国は56年頃より逐次正式に援助を行っており、これらは北ベトナムの復興と国家建設に大きな役割りを果たしているが、そのあらまはつぎのようである。

(イ) ソ連の経済援助

1955年7月ホー主席のソ連訪問の際、総額4億ルーブルの無償援助をもって北ベトナムの復興建設を援助する旨の共同声明が発表され、工場・公共施設の復旧を行なうとともにベトナム人技術者をソ連またはベトナムで養成することになった。また56年には3,000万ルーブル、57年には4,700万ルーブル、59年には1億ルーブルの長期貸付協定が締結され、57年末までの贈与物資は総額2億ルーブルに相当するといわれており、その内容は米、繊維製品、肥料、自動車等である。

また、1959年度の北ベトナムにたいする経済援助として59年3月3日ハノイにおいて両国との間に経済技術援助協定が署名された。その主な内容は、火力水力発電所の建設、炭坑開発などで、前記協定と同時に科学技術合作協定も調印された。

(ロ) 中共の経済援助

北ベトナムにたいする中共援助は、54年12月19日北京において締結された協定に基づいて始められたが、55年7月ホー主席の北京訪問の際の共同声明によって、55年から59年の5年間に中共は8億元の無償援助を行ない、鉄道復旧、波止場、公路、紡績、製革、医療機械、電気材料、農具、製紙工場等の援助を約束し、毎年度細部の援助に関する議定書に調印してこれを推進している。

1957年度の議定書は7月31日ハノイにおいて調印され、日用品製造工場の建設に必要な援助を行なうことが定められた。

また58年3月31日には北京において58年度の議定書調印が行なわれ、18種ののぼる工業企業の新設拡張に援助が与えられる旨取極められた。

1959年2月18日には、55年7月に調印された8億元無償供与について、さらに両国経済関係を強化するため7つの協定が調印され、中共は北ベトナムにたいし、年利1%、償還期限10年、1967年以降物資による償還という条件のもとに人民券3億元の長期クレジットを与え同時に1億元の無償援助も与えた。これによって鉄鋼工場、造船所、肥料工場、紡績工場等の拡張と49企

業の建設を援助することになっている。

(4) その他の共産諸国の援助

東ドイツ、チェコ、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアは医療、漁業、鉱山調査、発電所および各種工場建設等の各方面に互って援助を与えてきている。

## 12. 日・ヴェトナム間の問題点

### (1) ヴィエトナム共和国と日本の関係

南ヴェトナムはその必要物資の大部分をICA資金により買付け、他方日本の輸入品としては、米その他農産物、塩、屑鉄以外にあまりないので、両国間貿易は日本の一方的出超となり、甚しいアンバランスとなっている。したがって、日本が米の買付を進めるとともに、先方がその産品価格の割高を是正する措置を講ずることが両国貿易の均衡拡大のため必要と考えられている。

経済協力および技術援助としては、過去に極洋捕鯨と大洋漁業のヴェトナム進出操業があり、また、北川産業の沈船引揚作業があったが、必ずしも満足な結果は出ていない。これに反し、コロンボ・プランによるわが国技術者は、過去に製茶、砂糖きび栽培、稲作、食品罐詰、合板、日本語教師、柑橘類栽培、砂糖の計10名の技術者、専門家が現地で活躍し、南ヴェトナム側の好評を得たので、59年にはさらに砂糖、日本語教師、作物灌漑、土壌肥料、塩田等5名の専門家を派遣することになっている。他方、南ヴェトナムから国費招致留学生やコロンボ・プランのワク内の技術留学生を積極的に受け入れている。(南ヴェトナム在留邦人数は約200名、在日ヴェトナム人は約30名)

### (2) 北ヴェトナムと日本の関係

日本は北ヴェトナムとは正式外交関係を有しないが、前述のように両国間民間貿易はすでに1956年からはじめられており、その後58年には第2次貿易取極が締結され、貿易拡大が計られていたが、北ヴェトナムはこれまで日本と南ヴェトナムとの賠償協定締結には絶対反対の態度を持ってきた関係から、59年3月をもって終了する前記第2次取極の更新または第3次取極の締結に同意を与えなかった。そのため現在においては無協定のまま、個々のケースに応じて実際の貿易を実施している。

### 13. 日・ヴェトナム共和国間賠償協定成立

ヴェトナムは1951年9月8日サンフランシスコ対日平和条約に調印し、1952年6月18日、同条約批准書をアメリカ政府に寄託した。それと同時に、わが国は、同平和条約第14条に基づく賠償支払いの義務を負うこととなった。

ヴェトナムとの賠償交渉は当初賠償全体の解決が困難な状態にあったので、中間賠償として、フィリピンやインドネシアにたいする交渉と時期をだいたいい同じにして、典型的な役務賠償たる沈船引揚を議題として行なわれた。その結果1953年9月「沈船引揚に関する賠償協定」が仮調印された。しかし、ヴェトナム側は、これを仮調印のまま放置して、結局1955年末廃止することとしたい旨を申し入れて来たので、わが方もこれに応ぜざるを得なかった。ヴェトナムは1956年1月、賠償の全般的な交渉を開始したい意向を表明し、その際、同国賠償関係協議会の決定として2億5000万ドルを要求してきた。

わが方は、これにたいし純賠償および経済協力合計2000万ドルという案を提示して交渉を進めた。しかし、両者の主張は、非常に距っていたため、交渉は停頓のやむなきにいった。

わが国は、賠償問題の早期解決という一般の方針により、1957年9月、国際的経済知識の豊かな経済団体連合会副会長植村甲午郎氏を起用してサイゴンに特派し、ト一副大統領ほかヴェトナム政府首脳部と交渉を再開し、先方の歩み寄りを求めしめ、同年11月岸総理は東南アジア親善旅行の一環としてサイゴンに立寄り、先方大統領との間に賠償問題早期解決の原則を相互に確認した。その後、再び植村氏を特派大使の資格で現地に派遣し、数次にわたる折衝を重ねた後、当方から試案として純賠償3900万ドル、経済協力のための借款1660万ドルをヴェトナム側に提示したが、先方はなお純賠償4650万ドル、借款1160万ドルの対案を提示し、結局両者の意見が一致しないまま、交渉は、再び停頓するにいった。

しかし、先方は、わが国のその後の国内情勢の推移とこれ以上の引延ばしは

かえってヴェトナムにとり不利とみたのか、翌1958年3月3日、さきの植村試案を受諾する旨正式に通報してきた。かくて同年7月、わが方は久保田新大使の現地着任を俟って、さらに細目についての交渉を再開し、また、専門家を派遣して、協定草案の作成、交渉の技術面につき久保田大使を補佐せしめた。

この交渉に先立って、賠償の基本的な問題はすでにほとんど了解に達していたのであるが、最恵国待遇の法的保障の問題に関して意見の完全な一致を見るところまでいならず、そのため調印まで持ち込むことはできなかった。

翌1959年に入っても、引き続き最恵国待遇の保障の問題、協定に関する技術的な問題は、両国共同宣言中に「……とくに通商、航海および航空の分野において、また、一方の国の国民の他方の国への入国ならびにその国における滞在、居住、事業活動および職業活動に関して、両国間の経済関係を一層密接にするものである。両国政府は、通商航海条約を締結するため、できる限りすみやかに交渉を開始するであろう」という文言を折込むことによって解決され、その他の技術的問題も漸次解決されて行った。

かくして5月初旬に、ようやく協定案全文について最終的合意に達したので、5月13日サイゴンにおいて藤山外務大臣とヴ・ヴァン・マウ外務大臣との間に、本件協定が署名、調印されるにいった。

日本・ヴェトナム間賠償協定および借款協定は、ヴェトナムにあっては7月2日国民議会を通過し、12月30日ゴ大統領がこれを批准署名し、他方わが方にあっては10月末の第33回臨時国会において審議されたが、12月23日可決され、成立をみた。

わが国会の審議においては、とくにヴェトナム共和国政府の正当性、戦争損害、戦争開始日、日仏特別円および金塊との関係を中心として激しい論戦が長期にわたって行なわれた。

ついで1960年1月8日の閣議で批准が決定し、同月12日東京において藤山外務大臣とブイ・ヴァン・ティン駐日大使との間で批准書の交換が行なわれ、ここに同協定は発効されるにいったのである。



## 14. 教育・宗教・文化

### (1) 言語

ベトナム語はモン・クメール語、タイ語、中国語の混合したものである。仏領時代にフランス語が強制的に教育されていた関係上、フランス語が比較的に普及している。公用語はベトナム語である。

### (2) 教育

公立学校で教育を受けているベトナム人子弟は、ベトナム統計年鑑によれば 1953 年 12 月末現在で 35 万 4,495 名であり、また私立学校のそれは 7 万 7,952 名であったが、ベトナム共和国教育省発行の「ベトナムにおける 1958—59 学年度中の教育状況とその推移」によれば、公立初級学校数 4,265 校、同生徒数 87 万 3,023 名、同教師数 15,270 名、私立はそれぞれ 1,772 校、19 万 9,240 名、4,899 名となっており、また、公私立中級学校は 350 校、生徒数 13 万 2,936 名、教師数 4,412 名となっている。

なお、南ベトナムにおける 1959 年度文教予算は 7 億 8,862 万 3,000 ビアートルであった。

### (3) 宗教

仏教が重要な勢力をもっている。カンボディア、ラオスの場合における小乗仏教と異なり、ベトナムの仏教は大乗仏教で、西紀 2 世紀末に中国から移入されたといわれている。11 世紀から 13 世紀にかけて大いに栄え、仏法探求のために帝位を棄て、仏門に身を投じた皇帝もあった。李太祖 (1010—28 年)、李憲宗 (1212—25 年)、陳仁宗 (1279—93 年) がこれである。

宗派として禅宗が圧倒的な勢力をもっている。

カトリック教は約 150 万の信者をもっている。

その他の宗教として注目されるものに、カオダイ教とホアハオ教がある。カオダイ教は、仏教、道教、儒教およびカトリック教の教義をとり入れた一種の混合宗教で、1926 年に創基された。眼は神に通ずるところから、『天眼』を本尊としている。信徒は約 150 万といわれ、南ベトナムに勢力をもっている。

ホアハオ教は 1939 年に創基された。創基者フィン・フー・ソー (Huynh Huu So) の出生村の名をもって教団名としたもので、信徒は約 100 万。カオダイ教同様に南ベトナムに勢力をもち、加持祈禱を主とする大衆仏教である。

### (4) 美術・工芸・その他

ベトナムの美術・工芸は中国の影響を強く受けているが、漆工芸には美術的にみるべきものがある。

文学も中国文学の影響を受け、金雲翹が代表的な文学として知られている。グエン・ズ (19 世紀初期) の作品で、原作は中国のものといわれている。生涯を懊悩と忍従のうちに送った薄命の美女、翠翹の一生を唱った詩で、ベトナム人に愛誦されている。その他、著名な作品としては陸雲仙、宮怨吟曲、燕山賦、征婦吟、林生春娘賦などがある。

## 15. 報道機関

### (1) 新聞・通信社

1958 年 5 月現在の発行は 40 紙で、うちベトナム語新聞が 19 紙、フランス語新聞が 6 紙、英語新聞が 4 紙、華語新聞が 11 紙で、合計発行部数は 33 万部である。

なお北ベトナムの共産政権の通信機関としては Vietnam News Agency

があり、南ヴェトナムのそれには Agence Viêt-Nam Presse がある。

(2) ラジオ

官営のラジオにはサイゴンとハノイ放送がある。

16. 華僑の概況

1943年の調査によると華僑人口は、北部ヴェトナムに約5万3,000、中部ヴェトナムに約1万6,000、南部ヴェトナムに約40万、合計47万であったが、1949年度には67万と増え、さらに1950年12月31日現在では72万3,190名となった。1950年度の居住地別および性別華僑人口は次表の如くであった。

	南部ヴェトナム	南部ヴェトナム高原地帯	中部ヴェトナム	北部ヴェトナム	合計
男	385,000	850	2,100	33,000	420,950
女	273,000	640	1,600	27,000	302,240
合計	658,000	1,490	3,700	60,000	723,190

Annuaire Statistique du Viêt-Nam, 1949-50. p. 31

また1951年度の南ヴェトナム(コーチンシナ)の華僑人口は男39万7,107名、女28万1,154名、合計67万8,261名で、その州別人口は次表のとおりであった。

以上の2表でわかるように、ヴェトナムにおける華僑は南ヴェトナムに圧倒的に多く、南ヴェトナムの華僑数は1950年末現在(注)で、華僑総人口の90%を占めていた。また南ヴェトナムのなかでも、『華僑の町』と呼ばれるシヨロンの人口は、南ヴェトナムの華僑人口の56%を占めている。

地域名	男	女	地域名	男	女
Bac lieu	6,480	4,443	Rach gia	4,102	2,562
Baria	786	693	Sadec	1,630	1,446
Bentre	1,814	1,508	Soctrang	4,029	6,024
Bienhoa	1,169	954	Tan an	414	225
Cantho	6,830	6,005	Tay ninh	723	591
Vung tau	800	300	Thu dau mot	2,434	2,082
Chau doc	2,874	3,494	Tra vinh	2,641	3,081
Cholon	685	34	Vinh long	3,822	2,872
Gia dinh	4,074	2,341	Con dao	10	5
Go cong	938	573	Saigon 市	115,000	88,000
Ha tien	450	150	Cholon 市	230,000	150,000
Long xuyen	1,338	928	合計	397,107	281,154
My tho	4,064	2,528			

(注) 中華理事協会の発表によれば、南ヴェトナム在留華僑人口は、成人男子55万、女子34万、16歳以下の児童11万、合計100万となっている。

ヴェトナムにおける華僑は2,000年の歴史を有すといわれているが、その中心地シヨロンに本拠をおいたのは1778年である。以来華僑はヴェトナムの商業、金融、貿易面に勢力を伸長し、フランスの植民地時代にあっても支配者たるフランス人と被支配者たるヴェトナム人の特権的地位を利用してその経済的地盤を拡充した。南ヴェトナムの独立後、ゴ・ディン・ディエム政府は国力の回復と民生の安定を計るため経済の再建に着手したが、政府の経済政策の遂行上最大のガンと目されたのが、南ヴェトナム経済に占める華僑の地位と勢力(経済の60%を占めるといわれている)である。このため政府は1956年以来華僑の経済勢力を排除する目的で華僑にたいし種々の施策を構じたが、その主なものとしては、(1)国外旅行の禁止(1956年4月)、(2)ヴェトナム出生者のヴェトナム国籍強制取得(56年8月)および、(3)11種目の営業禁止(同年9月)の各措置がある。

このような華僑にたいする強硬策は必然的に華僑の反感と憎悪を招き、1957年4月末から5月はじめにかけて中国公使館において前後3回にわたり華僑の騒擾事件を誘発し、また経済的にも混乱と停滞を招いた。他方、ヴェトナム人有識者の間においてすら政府の行過ぎを非難し、これを緩和すべしとする意見が現われ、こうした事態にかんがみ、政府は前記各措置を撤廃しないまでも、

その実施に手心を加えるとともに、58年に入り、努めて華僑宥和策を打出す反面、中華民国政府も同年3月に葉外交部長の派遣をはじめとして、7月には経済使節団の訪問があり、さらに両国公使館を大使館に昇格せしめる等国交改善に力を注いだ結果、双方の関係は少なからず好転するにいたっている。

付表 1. ヴェトナム共和国閣僚名一覧表

(1960年1月現在)

大 統 領	ゴ・ディン・ディエム	(Ngo Dinh Diem)
副大統領兼経済相	グエン・ゴック・ト	(Nguyen Ngoc Tho)
国防副大臣	チャン・チュン・ズン	(Tran Trung Dung)
内 相	ラム・レ・チン	(Lam Le Trinh)
法 相	グエン・ヴァン・シ	(Nguyen Van Si)
情報相	チャン・チャン・タン	(Tran Chanh Thanh)
蔵 相	グエン・ルオン	(nguyen-Luong)
外 相	ヴュ・ヴァン・マウ	(Vu Van Mau)
労 相	フイン・フ・ギア	(Huynh Huu Nghia)
農 相	レ・ヴァン・ドン	(Le Van Dong)
土木・交通相	チャン・レ・クワン	(Tran Le Quang)
農地改革相	ド・ヴァン・コン	(Do Van Cong)
文 相	チャン・フ・テ	(Tran Huu The)
社会活動・保健相	チャン・ヴィ	(Tran Vy)
復興相	ホアン・フン	(Hoang Hung)
官 房 長 官	グエン・ディン・ツアン	(Nguyen Dinh Thuan)

付表 2. 北ヴェトナム関係名一覧表

(1960年1月現在)

大 統 領	ホー・チ・ミン	(Ho Chi Minh)
首 相 兼 外 相	ファン・ヴァン・ドン	(Pham Van Dong)
副 首 相 兼 内 相	ファン・ケ・トアイ	(Pham Ke Thoai)
副 首 相 兼 国 防 相	ヴォ・グエン・ザップ	(Vo Nguyen Giap)
副 首 相 兼 国 家 科 学 調 査 庁 長 官	チュオン・チン	(Truong Chinh)
副 首 相	ファム・フン	(Pham Hung)
商 相	ファム・シン	(Pham-Sinh)
外 国 貿 易 相	ファン・アイン	(Phan-Anh)
国 内 商 業 相	ドウ・ムオイ	(Do-Muoi)
蔵 相	ホアン・アイン	(Hoang Anh)
農 林 相	ギエム・スアン・イエン	(Nghiem Xuan Yen)
法 相	ヴ・ディン・ホエ	(Vu Dinh Hoe)
厚 相	ファム・ゴック・タック	(Pham-Ngoc-Thach)
土 木 ・ 交 通 相	チャン・ダン・コア	(Tran Dang Khoa)
勞 働 相	グエン・ヴァン・タオ	(Nguyen Van Tao)
傷 兵 ・ 復 員 軍 人 相	ヴ・ディン・ティエン	(Vu Dinh Tien)
工 相	レ・タン・ギ	(Le Than Nghi)
交 通 ・ 郵 政 相	グエン・ヴァン・チャン	(Nguyen Van Tran)
社 会 事 業 相	グエン・キエン	(Nguyen Kien)
文 化 相	ホアン・ミン・ザム	(Hoang Minh Giam)
文 相	グエン・ヴァン・フエン	(Nguyen Van Huyen)

付表 3. 南北両ヴェトナム大統領略歴

ヴェトナム共和国 (南ヴェトナム)

ゴードン・ディエム (Ngo-Dinh-Diem) 大統領の略歴

1901年1月3日	安南王国首都ユエ (Hue) において國務大臣ゴードン・カー (Ngo-Dinh-Kha) の三男として生る。
1932.	内務大臣就任。 在任中、仏当局のヴェトナム独立運動弾圧に反対し、また、ヴェトナム官廷に対し國家の近代化と國民の参政を要求したが、斥けられて大臣を辞任。 その後閑居生活を送り、政治、社会問題の研究に専念。 独立運動指導者と密接な連絡を保ち、仏当局の監視を受ける。
1944~45	仏当局に逮捕されんとしたが幸じて日本軍により救出され保護を受く。
1945. 3. 9	日本軍による仏印軍處理の後、パオダイ帝より政権樹立のため出馬を要請されたが、これを拒絶。
1945. 9	ヴェトナム政権より同政府への参加を求められたがこれを拒絶したため抑留さる。
1946. 1	ホー大統領が対仏交渉中カソリック教徒の強硬な反対を受け、これをなだめるためカソリック連盟党主ゴードン・ディエムの同政府への参加を要請。ゴードン拒絶。
1949	ヴェトナムに単に名目上の独立しか与えていない協定は平和及び独立の維持を期し難いと1949年3月8日協定に反対の意を表明。 パオダイ政府への参加要請に対し拒否。
1950. 8	ホー政権の刺客を避けるため兄のトック大司教とともにアジア、アメリカ及びヨーロッパ諸国を訪問 (日本に数日滞在)
1954. 6. 17	ディエン・ビエン・フー (Dien-Bien-Phu) における仏軍の機滅後、パオダイ帝から全軍事、行政の権能を委託され、政府樹立に同意。
1954. 6. 26	サイゴン帰還。
7. 26	第1次内閣を組閣。
1955. 10. 23	國民投票によりパオダイ帝退位。共和制による大統領に選出さる。
10. 26	ヴェトナム共和政体を宣し、民選議會が憲法を制定するまで大統領の職務を遂行。
1956. 10. 26	ヴェトナム共和国初代大統領に正式就任。

(注) ゴードン・ディエム大統領の親族の状況  
ゴードン・ディエムには五人の兄弟がある。  
長男 ゴードン・コイ (Ngo-Dinh-Khoi)  
前クワン・ナム (Quang Nam) 省知事  
1945年、ヴェトナムにより殺害さる。  
次男 ゴードン・トック (Ngo-Dinh-Thuc)  
ヴィン・ロン (Vinh-Long) の司教  
四男 (弟) ゴードン・ニュー (Ngo-Dinh-Nhu)  
-大統領政治顧問  
五男 (弟) ゴードン・ルエン (Ngo-Dinh-Luyen)  
駐英ヴェトナム大使  
六男 (弟) ゴードン・カン (Ngo-Dinh-Can)  
老齡の母堂を扶養し、要職に就任せず。

北ヴェトナム

ホー・チー・ミン (Ho-Chi-Minh) 大統領の略歴

(ホー・チー・ミンがインドシナ共産党の創始者として著名な  
グエン・アイ・クオック (Nguyen-Ai-Quoc) であるか否かは  
まだ決定的ではないが、ヴェトナム側の発行する資料では  
同一人として取扱っている。ここでは越盟または中共側の発  
表している資料によった。

1890年5月19日	アンナン北部のゲイアン (Nghe-An) に生る。早くから革命運動に携わり、敵国を飛び出して諸国を流浪の末フランスに渡る。
1918	第1次世界大戦後のヴェルサイユ平和会議に際してヴェトナム独立の八項目にわたる要求書を連合国代表に提出し、その存在が注目された。
1924	フランス社会党第三インターに加わり活動したためフランス官憲の追求を受け、ソ連に渡る。
1930	ソ連より広州を経て帰国、インドシナ共産党を組織。
1931	インドシナ共産党の指導する反仏運動が各地で頻発、仏当局の弾圧のためホー・チー・ミンは幹部とともに地下に潜行。
1941. 5. 1	共産党を中核として左翼各団体を結集してヴェトナム独立同盟(越盟)を結成。広西省で国府当局側に逮捕され、14ヶ月入獄。釈放を受けるや北ベトナムに潜行する。
1945. 8	日本の降伏とともに越盟を主体とするヴェトナム民主共和国臨時政府を樹立し、その主席に就任。
9. 2	ヴェトナムの独立を宣言。

付表4. ヴェトナム独立経緯

年月日	条約・協定名	場所 署名者名	条約又は協定内容概要
1949年3月8日	仏連合のわく内における独立を認め、ヴェトナム協定調印	パリにて オリオール大統領 とパオダイ元皇帝	(1) 外交 (イ) ヴェトナムはフランス連合のわく内で外交権を行使し、フランス連合の外交政策に同調する。 右政策はフランス共和国の指導と責任においてヴェトナムが自由に選出した代表者の出席する連合最高理事会で審議調整される。 (ロ) ヴェトナムの外交権はフランス共和国政府の同意を得た後に任命され、かつフランス大統領が与え、ヴェトナム元首の署名した委任状を受ける。 ヴェトナムが外交使節を派遣する国はフランス政府の同意を得て決定される。 (ハ) ヴェトナムはその特殊利害に関する協定を交渉、調印できるが、交渉に先立ちます協定案をフランス政府に提出する。 右の交渉は必ずフランスの外交代表との連繋の下に行われねばならない。 (2) 軍事 ヴェトナムは自国の軍隊を有するが、これらの軍隊は一切の敵対しフランス連合国境の防衛に参加する義務を負い、かつフランス連合の防衛に効果的に寄与するために、フランス連合軍が自国の領内に基地をもち、かつ駐屯することを認

1950年1月28日	フランス国民議会 会右条約承認		める。 (3) 司法 ヴェトナムの司法権はフランス連合の国民に 関係する事件に及ばず、フランス・ヴェトナム合 同裁判所の所管に属する。
1950年2月7日			(注) 1950年2月7日米英がインドシナ3国を承認したあと同日22日までに14カ国が承認。
1953年7月3日	フランス政府の インドシナ三国 に対する覚書	パリにて、	フランスは1949年の協定により3国に独立を認め3国はフランス連合内でフランスと結合することを承諾した。 共和国政府は本日正式に次のことを宣言する。 協定が調印されてから今日に至る4年の歳月の間、フランス連合軍と協同国軍との戦友が実証され、協同国軍は共同の敵との闘争で重要な役割を演ずるほどに発展した。同時に3国の行政制度は近代国家がもっている諸権限を遂行できるように整備されその国際地位は国際連合を構成する諸国の大半に承認される程に向上した。フランスは右の状況においては、戦争が起っているために危険な状態にあるとの理由でフランスが3国の利益のため留保していた諸権限を移管する協定を3国政府と締結することにより、インドシナ3国の独立と主権を完全なものとするべきであると考える。 フランス政府は3国政府を招請し、各締約国の正当な権利を尊重し、かつ擁護するために、各政府が経済、財政、司法、軍事及び政治的分野において検討することを希望する諸問題を付随することに決定した。 共和国政府はこれらの点に関する了解がフランス連合内でフランスとインドシナ3国を結合する友誼を更に緊密化するものであることを希望している。
1953年7月6日	ヴェトナム政府 声明発表		パオダイ元首およびヴェトナム政府は去る3日にフランス政府が行なった声明を検討した結果右の声明は完全独立を求めるヴェトナム国民の願望を実現しようとするフランスの希望を明らかにしたものとするに至った。パオダイ元首並びにヴェトナム政府はフランス連合がそれを結成する主権国家の国民の力の結合という組織の上に建設されることを確信するのである。
1954年4月28日	フランス・ヴェトナム両国宣言 発表		ヴェトナムの完全独立と主権を認めヴェトナムはフランス連合に加入する。
1954年6月4日	ヴェトナムの 独立に関する条約 (未発効)	パリにて ラニエル 首相とブ ー・ロク ク首相	第1条 フランスはヴェトナムを国際法の認めるすべての権限を与えられた、完全なる独立主権国家として承認する。 第2条 ヴェトナムはヴェトナムのために、又はヴェトナムの名でフランスが締結した国際条約又は協定もしくは当該行為がヴェトナムに關係する範圍内においてフランス領インドシナの名でフランスが締結したすべての他の条約又は協定から生ずるすべての権利、義務をフランスから承継する。 第3条 フランスはヴェトナムの領土でフランスがまだ確保している諸権限及び諸公務をヴェトナム政府に移管することを約束する。 第4条 本条約は調印日をもって発効し従前の本条約に反する文書及び規定はこれを廃棄する。

1954年6月4日	ベトナムとフランス連合との関係に関する条約調印(未発効)	<p>第1条 ヴィエトナムとフランスはフランス連合内で自由に結合する意志をもつことを確認するとともに、本条約に付随し、かつ右の結合の組織及び機能に関するすべての条件を決定すべき諸約定を締結することに同意する。</p> <p>第2条 連合大統領を兼ねているフランス共和国大統領は、その二重の人格よりして、同等の権利義務を有する主権国家であるヴィエトナムとフランスとの間の永続的かつ友好的な結合の象徴である。</p> <p>第3条 ヴィエトナムとフランスは連合大統領の主宰の下に、最高理事会における自由なる協力関係を発展させることに同意する。両国は右の最高理事会において共同で、かつ両国の同等なる主権の原則を尊重しながら、両国に共通な利害関係をもちつた政務について互に調整し、両国相互の政策をそれぞれ調整するものとする。</p> <p>第4条 最高理事会は年2回開催されるが、構成国が必要と判断する場合はその都度開催される。各会期の召集日は合意で決定される。最高理事会における決定は合意で行なわれ、右の決定はそれぞれの国内手続により関係国政府において実施される。</p>
1954年7月21日	ジュネーブ共同宣言	<p>(イ) 本会議はカンボディア、ラオス、ヴィエトナムにおける停戦停止に満足している。会議はまた、その宣言と休戦協定に明示された規定が実行される結果、3国は今後完全な独立と主権の下にそれぞれ平和国際社会の一員として活躍できるものと確信する。</p> <p>(ロ) 本会議はカンボディア、ラオス及びヴィエトナムに平和を回復するとともにそれを強固なものとするに關連して生ずる一切の問題を解決するためフランス政府はカンボディア、ラオスおよび領土の保全を尊重するという原則から出発する旨のフランス政府の宣言を承認する。</p> <p>(ハ) ジュネーブ会議の各参加国はカンボディア、ラオス、ヴィエトナム3国との関係においてこれら3国の主権、独立統一及び領土の保全を尊重し、3国の国内問題に干渉しない。</p>
	フランスの宣言	<p>カンボディア、ラオス及びヴィエトナムにおける平和の再建強化に関する一切の問題の解決のため、フランス政府はカンボディア、ラオス及びヴィエトナムの独立と主権、統一と領土の保全を尊重する原則を今後ともとる積りである。</p> <p>フランス共和国政府は関係国政府の要求があるときは当事国間の協定中に定められるべき期間内にカンボディア、ラオス及びヴィエトナムの領土よりその軍隊を撤退する用意があることを宣言する。</p> <p>ただし、両当事国間の協定により一定数の軍隊が特定の期間、特定の地点に残留する場合は除く。</p>
1955年10月23日	元首選出の国民投票施行ゴーン・ディン・ディエム首相就任	
1955年10月26日	ゴーン首相大統領に就任、共和制を宣言、国名をヴィエトナム共和国と改める。	

1956年3月30日	仏派遣軍機退還に関する議定書署名	
1956年10月26日	ヴィエトナム共和国憲法発布、ゴーン大統領、ヴィエトナム共和国初代大統領に正式就任	

付表5. ヴィエトナム共和国の対日関係推移

年月日	主要事項	同内容摘要
1951年8月22日	サイゴン駐在米代理公使、インドシナ3国に対する対日平和会議への正式招請状を手交した旨発表	
1951年9月7日	サンフランシスコ会議におけるチャン・ヴァン・フウ首相演説	*対日平和条約草案は、日本の手により被害を蒙ったものが賠償を受ける権利を明示しているが、主として労働提供により与えられる賠償は、原料をほとんど持っていないヴィエトナムには余り役に立たない。日本と同じようにその経済再建のために大量の資本導入を必要としている。従って主として労働提供による賠償を受けることは法定通貨でない貨幣を受け取ることに同じものである。故にわれわれは他のもっと有効な支払形式が研究され、規定された手段に加うるに通常の賠償を特に期待していることを要請しなければならない。
1951年9月8日	日本国との平和条約調印	
1951年9月18日	チャン・ヴァン・フウ首相、対日賠償支払要求について態度表明	*ヴィエトナムは日本に対して少なくとも20億ドルの賠償支払いを要求するであろう。日本は充分な時間が与えられればこの支払いが可能で、それは日本経済の復興を阻害しないであろうと考えている。支払方法は両国の交渉によって決定されることにならうが、それはできるだけ早く開始されることを求める。
1952年4月8日	ヴィエトナム政府は在米公使館大使館を通じ回答を寄せる。	*在サイゴン日本公使館の開設条件を研究するための特別使節団の派遣に同意する。
1952年5月28日	日本国との平和条約発効(但しヴィエトナムは含まれない)	
1952年5月9日	ヴィエトナム政府対日平和条約批准・声明発表	*ヴィエトナムは日本軍の占領によって生じた損害に対する賠償の解決を待たないで対日平和条約を批准したが、近く公正な解決を期待する。
1952年6月18日	ヴィエトナム、サンフランシスコ条約批准書寄託	



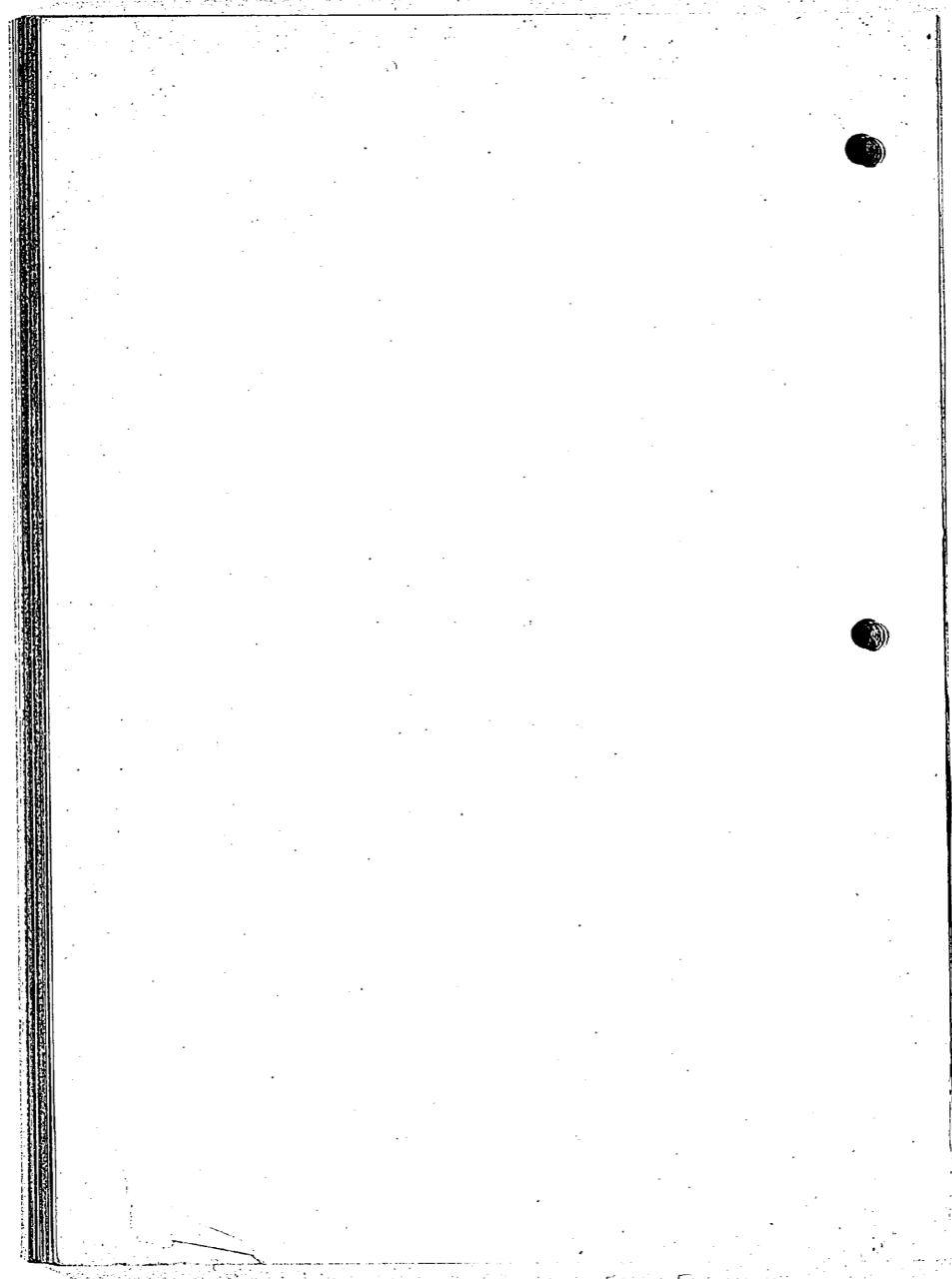
1952年12月27日	ベトナム外務省は在東京大使館を通じ賠償問題の解決を条件として外交関係樹立に原則的に同意する旨の書簡を寄せる。	
1953年2月12日	在東京大使館外務大臣書簡	日本政府はサイゴンに公使館を設置する準備のため数名の外務省員を最近の機会に派遣する計画を有するので、右に対するベトナム政府の意向を承知したい。
1953年7月24日	サイゴン事務所開設(在タイ日本大使館事務所)	
1953年9月16日	沈船引揚協定仮調印	
1954年10月15日	在ベトナム公使館開設	
1955年2月21日	在ベトナム公使館大使館に昇格	
1955年10月26日	ベトナム共和国樹立宣言	わが国は、新政府との外交関係を維持する旨通告。
1957年11月19日	岸首相、ベトナム共和国訪問	
1959年5月13日	日本・ベトナム共和国賠償協定、同借入協定調印	純賠償……3,900万ドル 借入……1,690万ドル
1960年1月12日	右2協定発効	藤山外相とブイ・ヴァン・ティン駐日大使との間で批准書交換

世界各国便覧叢書  
アジア編(16)  
ベトナム共和国便覧

昭和35年9月25日 発行

定価 160 円

編者 外務省アジア局  
東京都千代田区霞ヶ関2の2  
発行所 財団法人 日本国際問題研究所  
電話(581) 3542  
振替東京 8792  
印刷所 東京都新宿区改代町24  
理想社印刷所



RA'-0314

0200

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





RA'-0314

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan